

# 官報号外

## 昭和二十八年七月二十五日

### ○第十六回衆議院会議録第二十五回

昭和二十八年七月二十五日(午後四時)

議事日程

第二十七号

午後一時間

第一

農業災害補償法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第二

私的独占の禁止及び公正取

引の確保に関する法律の一部を

改正する法律案(内閣提出)

第三

砂糖消費税法の一部を改正

する法律案(内閣提出)

第四

官船税法を廃止する法律案

(内閣提出)

第五

国際復興開発銀行からの外

資の受け入れについて日本開発銀行

又は日本輸出入銀行が発行する

債券の利子に対する所得税の免

除に関する法律案(内閣提出)

第六

閉鎖機関令の一部を改正す

る法律案(内閣提出)

第七

日本専売公社法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第八

証券取引法の一部を改正す

る法律案(内閣提出)

第九

証券投資信託法の一部を改

正する法律案(内閣提出、參議

院送付)

第十

農業機械化促進法(平野

三郎君外十六名提出)

第十一

有価証券取扱特別措置法

案(内閣提出)

第十二

久六島周辺における漁業

についての漁業法の特例に関する

法律案(内閣提出)

第十三

日本国有鉄道法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第十四

港湾整備促進法案(内閣

提出)

第十五

港湾整備促進法案(内閣

提出)

第十六

農業災害補償法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第十七

砂糖消費税法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第十八

官船税法を廃止する法律

案(内閣提出)

第十九

閉鎖機関令の一部を改

正する法律案(内閣提出、參議

院送付)

第二十

農業機械化促進法(平野

三郎君外十六名提出)

第二十一

有価証券投資信託法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第二十二

久六島周辺における漁業

についての漁業法の特例に関する

法律案(内閣提出)

第二十三

日本国有鉄道法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第二十四

港湾整備促進法案(内閣

提出)

第二十五

港湾整備促進法案(内閣

提出)

第二十六

農業災害補償法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第二十七

砂糖消費税法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第二十八

官船税法を廃止する法律

案(内閣提出)

第二十九

閉鎖機関令の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第三十

日本専売公社法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第三十一

農業機械化促進法(平野

三郎君外十六名提出)

第三十二

有価証券投資信託法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第三十三

久六島周辺における漁業

についての漁業法の特例に関する

法律案(内閣提出)

第三十四

日本国有鉄道法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第三十五

港湾整備促進法案(内閣

提出)

第三十六

農業災害補償法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第三十七

砂糖消費税法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第三十八

官船税法を廃止する法律

案(内閣提出)

第三十九

閉鎖機関令の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第四十

日本専売公社法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第四十一

農業機械化促進法(平野

三郎君外十六名提出)

第四十二

有価証券投資信託法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第四十三

久六島周辺における漁業

についての漁業法の特例に関する

法律案(内閣提出)

第四十四

日本国有鉄道法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第四十五

港湾整備促進法案(内閣

提出)

第四十六

農業災害補償法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第四十七

砂糖消費税法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第四十八

官船税法を廃止する法律

案(内閣提出)

第四十九

閉鎖機関令の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第五十

日本専売公社法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第五十一

農業機械化促進法(平野

三郎君外十六名提出)

第五十二

有価証券投資信託法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第五十三

久六島周辺における漁業

についての漁業法の特例に関する

法律案(内閣提出)

第五十四

日本国有鉄道法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第五十五

港湾整備促進法案(内閣

提出)

第五十六

農業災害補償法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第五十七

砂糖消費税法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第五十八

官船税法を廃止する法律

案(内閣提出)

第五十九

閉鎖機関令の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第一

農業災害補償法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第二

日本国有鉄道法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第三

港湾整備促進法案(内閣

提出)

第四

農業災害補償法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第五

砂糖消費税法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第六

官船税法を廃止する法律

案(内閣提出)

第七

閉鎖機関令の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第八

日本専売公社法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第九

農業機械化促進法(平野

三郎君外十六名提出)

第十

有価証券投資信託法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第十一

久六島周辺における漁業

についての漁業法の特例に関する

法律案(内閣提出)

第十二

日本国有鉄道法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第十三

港湾整備促進法案(内閣

提出)

第十四

農業災害補償法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第十五

砂糖消費税法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第十六

官船税法を廃止する法律

案(内閣提出)

第十七

閉鎖機関令の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第十八

日本専売公社法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第十九

農業機械化促進法(平野

三郎君外十六名提出)

第二十

有価証券投資信託法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第二十一

久六島周辺における漁業

についての漁業法の特例に関する

法律案(内閣提出)

第二十二

日本国有鉄道法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第二十三

港湾整備促進法案(内閣

提出)

第二十四

農業災害補償法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第二十五

砂糖消費税法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第二十六

官船税法を廃止する法律

案(内閣提出)

第二十七

閉鎖機関令の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第二十八

日本専賣公社法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第二十九

農業機械化促進法(平野

三郎君外十六名提出)

第三十

有価証券投資信託法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第三十一

久六島周辺における漁業

についての漁業法の特例に関する

法律案(内閣提出)

第三十二

日本国有鉄道法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第三十三

港湾整備促進法案(内閣

提出)

第三十四

農業災害補償法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第三十五

砂糖消費税法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第三十六

官船税法を廃止する法律

案(内閣提出)

第三十七

閉鎖機関令の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第三十八

日本専賣公社法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第三十九

農業機械化促進法(平野

三郎君外十六名提出)

第四十

有価証券投資信託法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第四十一

久六島周辺における漁業

についての漁業法の特例に関する

法律案(内閣提出)

第四十二

日本国有鉄道法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第四十三

港湾整備促進法案(内閣

提出)

第四十四

農業災害補償法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第四十五

砂糖消費税法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第四十六

官船税法を廃止する法律

案(内閣提出)

第四十七

閉鎖機関令の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第四十八

日本専賣公社法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第四十九

農業機械化促進法(平野

三郎君外十六名提出)

第五十

有価証券投資信託法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第五十一

久六島周辺における漁業

についての漁業法の特例に関する

法律案(内閣提出)

第五十二

日本国有鉄道法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

午後七時十七分開院  
開きます。

○議長(堤康次郎君) これより会議を開くに  
同意の結果、両院協議会の開会を求  
たものであります。

協議会は、まず七月二十三日会議を  
開き、衆議院の金子與重郎君及び参議  
院の宮本邦彦君よりそれ、衆議院及  
び参議院の議題の説明を聞き、  
災害補償法の一部を改正する法律案(内  
閣提出)を改正する法律案(内閣提出)  
を改正する法律案(内閣提出)を改正す  
る法律案(内閣提出)を改正する法律案(内  
閣提出)を改正する法律案(内閣提出)

院の宮本邦彦君よりそれ、衆議院及  
び参議院の議題の説明を聞き、  
災害補償法の一部を改正する法律案(内  
閣提出)を改正する法律案(内閣提出)  
を改正する法律案(内閣提出)を改正す  
る法律案(内閣提出)を改正する法律案(内  
閣提出)を改正する法律案(内閣提出)

院の宮本邦彦君よりそれ、衆議院及  
び参議院の議題の説明を聞き、  
災害補償法の一部を改正する法律案(内  
閣提出)を改正する法律案(内閣提出)  
を改正する法律案(内閣提出)を改正す  
る法律案(内閣提出)を改正する法律案(内  
閣提出)を改正する法律案(内閣提出)

院の宮本邦彦君よりそれ、衆議院及

申合せを朗読いたします。

申合せ

農業災害補償法は実施以来五年を経過したが、その制度の根本的欠陥と運営も又宣言を以て、農民の要望に応え難き実情に鑑み、両院協議会は左記により、農業災害補償制度の行革りに対し、抜本的検討をなすことを申合せる。

記

ア 農業災害補償制度に就ては、その抜本的改正の必要であることを確認する。

二 政府は、昭和二十九年度臨水補保制度として制度の根本的改正を行ひ、農業災害補償に対し完全なる施策を講ずること。

三、衆参両院は、農業災害補償制度の完ぺきを期するため、明会中も専

その調査を繼續し検討すること。なお、この申合せに対しましては、保利農林大臣より、政府としても根本的な検討の必要を認め、両院における検討の結果等をも勘案して、できるだけ昭和二十九年度予算より実現を期しえるよう、努力をする旨の発言がありました。(拍手)

○議長 堀原次郎君 起立起立。よつて本成案は全会一致可決いたしました。本成案に賛成の諸君の起立を求めます。〔紹介起立〕

第一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長 堀原次郎君 日程第二、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案

独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案と課題といたします。委員長の報告を求めます。経済安定委員長佐伯宗義君。

私的独占の禁止及び公正取引の確

保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確

保に関する法律の一部を改正する

二 不当な対価をもつて取引すること。  
三 不当に競争者の顧客を自己ど  
りに誘引するよう誘引し、又は強  
制すること。  
四 相手方の事業活動を不当に拘  
束する条件をもつて取引すること。  
五 自己の取引上の地位を不当に拘  
束すること。  
六 利用して相手方と取引すること。  
七 取引するように誘引し、又は強  
制すること。

事業その他の事業を営むことを主  
たる目的とし、且つ、現にその事  
業を行っているものを含まないも  
のとする。

一 二以上の事業者が社員(社員  
に準ずるものも含む)である社  
団法人その他の社団。

二 二以上の事業者が理事又は管  
理人の任免、業務の執行又はそ  
の存立を支配している財團法人  
その他の財團。

三 二以上の事業者を組合員とす  
る組合又は契約による二以上の  
事業者の結合体。

四 織成事業者(事業者団体の組  
合員である事業者をいう。以下  
同じ。)の機能又は活動を不当に  
規制すること。

五 一定の事業分野における現在  
又は将来の事業者の数を制限す  
ること。

六 第六条第一項に規定する国際  
的協定又は国際的契約をするこ  
と。

第七条中「第四条第一項、第五  
条」を削り、「第三項」を「第二項」に  
改める。

第三章・事業者団体

第八条 事業者団体は、左の各号の  
一に該当する行為をしてはならな  
い。

第一項の取扱いに付ける限り、  
第三章を次のように改める。

第六条第一項及び第二項を次  
の如く削除する。

第四条及び第五条 削除

第六条中第一項及び第二項を次  
の如く改め、第三項を削除する。

事業者は、不当な取引制限又は  
不公平な取引方法に該当する事項  
を内容とする国際的協定又は国際  
的契約をしてはならない。

事業者は、国際的協定又は国際  
的契約をしてはならない。

事業者は、公正取引委員会規則の定  
めによる届出に係る事項に変更を生じた  
ときは、公正取引委員会規則の定めによ  
るところにより、その変更の日  
の属する事業年度終了日の日から二  
箇月以内に、その旨を公正取引委  
員会に届け出なければならない。

事業者団体は、前項の規定によ  
る届出に係る事項に変更を生じた  
ときは、公正取引委員会規則の定めによ  
るところにより、その変更の日  
の属する事業年度終了日の日から二  
箇月以内に、その旨を公正取引委  
員会に届け出なければならない。

事業者団体又はその連合体であつて、資  
本又は構成事業者の出資を有し、  
當利を目的として商業、工業、金

融業その他の事業を営むことを主  
たる目的とし、且つ、現にその事  
業を行っているものを含まないも  
のとする。

一 二以上の事業者が社員(社員  
に準ずるものも含む)である社  
団法人その他の社団。

二 二以上の事業者が理事又は管  
理人の任免、業務の執行又はそ  
の存立を支配している財團法人  
その他の財團。

三 二以上の事業者を組合員とす  
る組合又は契約による二以上の  
事業者の結合体。

四 織成事業者(事業者団体の組  
合員である事業者をいう。以下  
同じ。)の機能又は活動を不当に  
規制すること。

五 一定の事業分野における現在  
又は将来の事業者の数を制限す  
ること。

六 第六条第一項に規定する国際  
的協定又は国際的契約をするこ  
と。

第七条中「第四条第一項、第五  
条」を削り、「第三項」を「第二項」に  
改める。

第三章・事業者団体

第八条 事業者団体は、左の各号の  
一に該当する行為をしてはならな  
い。

第一項の取扱いに付ける限り、  
第三章を次のように改める。

第六条第一項及び第二項を次  
の如く改め、第三項を削除する。

第四条及び第五条 削除

第六条中第一項及び第二項を次  
の如く改め、第三項を削除する。

事業者は、不当な取引制限又は  
不公平な取引方法に該当する事項  
を内容とする国際的協定又は国際  
的契約をしてはならない。

事業者は、公正取引委員会規則の定  
めによる届出に係る事項に変更を生じた  
ときは、公正取引委員会規則の定めによ  
るところにより、その変更の日  
の属する事業年度終了日の日から二  
箇月以内に、その旨を公正取引委  
員会に届け出なければならない。

事業者団体は、前項の規定によ  
る届出に係る事項に変更を生じた  
ときは、公正取引委員会規則の定めによ  
るところにより、その変更の日  
の属する事業年度終了日の日から二  
箇月以内に、その旨を公正取引委  
員会に届け出なければならない。

事業者は、公正取引委員会規則の定  
めによる届出に係る事項に変更を生じた  
ときは、公正取引委員会規則の定めによ  
るところにより、その変更の日  
の属する事業年度終了日の日から二  
箇月以内に、その旨を公正取引委  
員会に届け出なければならない。

事業者団体は、前項の規定によ  
る届出に係る事項に変更を生じた  
ときは、公正取引委員会規則の定めによ  
るところにより、その変更の日  
の属する事業年度終了日の日から二  
箇月以内に、その旨を公正取引委  
員会に届け出なければならない。

事業者は、公正取引委員会規則の定  
めによる届出に係る事項に変更を生じた  
ときは、公正取引委員会規則の定めによ  
るところにより、その変更の日  
の属する事業年度終了日の日から二  
箇月以内に、その旨を公正取引委  
員会に届け出なければならない。

事業者団体は、前項の規定によ  
る届出に係る事項に変更を生じた  
ときは、公正取引委員会規則の定めによ  
るところにより、その変更の日  
の属する事業年度終了日の日から二  
箇月以内に、その旨を公正取引委  
員会に届け出なければならない。

事業者は、公正取引委員会規則の定  
めによる届出に係る事項に変更を生じた  
ときは、公正取引委員会規則の定めによ  
るところにより、その変更の日  
の属する事業年度終了日の日から二  
箇月以内に、その旨を公正取引委  
員会に届け出なければならない。

事業者団体は、前項の規定によ  
る届出に係る事項に変更を生じた  
ときは、公正取引委員会規則の定めによ  
るところにより、その変更の日  
の属する事業年度終了日の日から二  
箇月以内に、その旨を公正取引委  
員会に届け出なければならない。

事業者は、公正取引委員会規則の定  
めによる届出に係る事項に変更を生じた  
ときは、公正取引委員会規則の定めによ  
るところにより、その変更の日  
の属する事業年度終了日の日から二  
箇月以内に、その旨を公正取引委  
員会に届け出なければならない。

事業者団体は、前項の規定によ  
る届出に係る事項に変更を生じた  
ときは、公正取引委員会規則の定めによ  
るところにより、その変更の日  
の属する事業年度終了日の日から二  
箇月以内に、その旨を公正取引委  
員会に届け出なければならない。

事業者は、公正取引委員会規則の定  
めによる届出に係る事項に変更を生じた  
ときは、公正取引委員会規則の定めによ  
るところにより、その変更の日  
の属する事業年度終了日の日から二  
箇月以内に、その旨を公正取引委  
員会に届け出なければならない。

事業者団体は、前項の規定によ  
る届出に係る事項に変更を生じた  
ときは、公正取引委員会規則の定めによ  
るところにより、その変更の日  
の属する事業年度終了日の日から二  
箇月以内に、その旨を公正取引委  
員会に届け出なければならない。

事業者は、公正取引委員会規則の定  
めによる届出に係る事項に変更を生じた  
ときは、公正取引委員会規則の定めによ  
るところにより、その変更の日  
の属する事業年度終了日の日から二  
箇月以内に、その旨を公正取引委  
員会に届け出なければならない。

五七二

るにより、その解散の日から三十日以内に、その旨を公正取引委員会

第八条の二 前条の規定に違反する  
行為があるときは、公正取引委員会は、第八条第三項に規定するところに  
依りて、又は当該行為の差止、当該団体の解散その他当該行為の  
排除に必要な措置を命ずることがある。

公正取引委員会は、事業者団体に対し、前項に掲げる措置を命ぜる場合において、特に必要があると認めるときは、当該団体の役員若しくは監理人又はその構成事業者（構成事業者が他の事業者の利益のために行うべき行為）に対する行為を行つてゐる場合には、その事業者を今後も同じくして行ふことを禁む。」に対しても、同項の措置を確保するため必要な措置を命ぜることができる。

第九条第一項中「外國会社」を「む。」の下に「以下同じ。」を加え、同条第三項を次のように改め、同条第六項削除する。

前二項において持株会社とは、株式（社員の持分を含む。以下同じ。）を所有することにより、当該会社の事業活動を支配するを中心とする事業とする会社をいう。

第十条及び第十三条を次のように改める。

第十一条、会社は、国内の会社の株式を取得し、又は所有することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該株式を取得し、又は所有してはならず、及び不公正

引方法により国内の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。  
金融業（銀行業、相互銀行業、信託業、保険業、無尽業又は証券業をいふ。以下同じ。）以外の事業を営む国内の会社であつて、その総資産（最終の貸借対照表による）の資産の合計金額をいふ。（以下同じ。）が、億円をこえるもの又は年間の収益以外の事業を営む外國会社では、国内の会社の株式を所有する場合、（株式の有価証券）同様に自己が譲り受けた時に使用する場合（ただし）、公正取引委員会規則の定めるところにより、毎事業年度終了の日現在においてその所有し、又は譲り受けている株式に関する報告書を二ヶ月以内に公正取引委員会に提出しなければならない。

得し、又は所有する場合。但し、委託者が議決権を行使する場合に限る。

前項第一号又は第二号の場合において、国内の会社の株式をその発行済の株式の総数の百分の十をこえて所有することとなつた日から一年をこえて当該株式を所有しようとするとときは、公正取引委員会規則の定めるところによりらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならぬ。この場合における公正取引委員会の認可は、金融業を営む会社が当該株式をすみやかに処分することを条件としなければならない。

公正取引委員会は、前二項の認可をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

第十三条及び第十四条を次のように改める。

第十三条 会社の役員又は従業員（監禁して会社の業務に従事する者であつて、役員以外の者を除く。以下本条において同じ。）は、国内の会社の役員の地位を兼ねることにより一定の取引分野における競争を実質的に制限することなる場合には、当該役員の地位兼ねてはならない。

会社は、不公正な取引方法により、自己と国内において競争にある国内の会社に對し、自己の役員がその会社の役員若しくは業員の地位を兼ね、又は自己の業員がその会社の役員の地位を強化することを認めるべきことを強めてはならない。

の会社との役員又は従業員は、  
ある国内の会社の役員の地位を兼ねる場合において、これらの会社の  
のうち、いづれか一の会社の総資本が一億円をこえるときは、公正取引委員会規則の定めるところによ  
る。日本法人の会員規則の定めるところによ  
る。

第十四条 会社以外の者は、国内の会社の株式を取得し、又は所有する  
ることにより一定の取引分野にわたる競争を実質的に制限すること  
となる場合には、当該株式を取扱し、又は所有してはならず、及  
し、又は所有することはならない。及  
不公正な取引方法により国内の公  
社の株式を取得し、又は所有しては  
ならない。

会社以外の者は、国内において  
相互に競争関係にある二以上の同  
内の会社の株式をそれらのそ  
行済の株式の総数の百分の十を  
えて所有することとなるときは、  
公正取引委員会規則の定めると  
るにより、その所有することとな  
た日から三十日以内に、これら  
株式に関する報告書を公正取引  
委員会に提出しなければならない。  
第十五条 第一項中第一号を削り、  
第二号を第一号とし、第三号を第  
四号とし、同条第三項但書中「公正  
取引委員会が、当該合併が第一  
各号の一に該当する疑があると  
める場合には、」を「公正取引委員  
会は、その期間があると認める場  
には、当該期間を短縮し、又は」  
改め、同条第四項中「同項但書の

反捕獲行為を中止するは先手のと頭面足

昭和二十八年七月二十五日 来院議会議録第二十八号 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十九年七月二十五日 楽議院会議録第二十八号 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案

びその商品を販売する事業者がする行為にあつてはその商品を生産する事業者の意に反してする場合は、この限りでない。

公正取引委員会は、左の各号に該当する場合でなければ、前項の規定による指定をしてはならない。

一、当該商品が一般消費者により日常使用されるものであること。

二、当該商品について自由な競争が行われていること。

第一項の規定による指定は、告示によつてこれを行う。

著作物を発行する事業者又はその発行する物を販売する事業者が、その物の販売の相手方たる事業者との物の再販売価格を決定し、これを維持するためにする正当な行為についても、第一項と同様とする。

第二項又は前項に規定する販売の相手方たる事業者には、左に掲げる法律の規定に基いて設立された團体を含まないものとする。但し、第八条に掲げる法律の規定に基いて設立された團体にあっては、事業協同組合又は協同組合連合会が当該事業協同組合又は協同組合連合会を直接又は間接に構成する者の消費の用に供する第二項に規定する商品又は第四項に規定する物を買ひ受けける場合に限る。

一、國家公務員法

二、農業協同組合法

三、國家公務員共済組合法（日本郵便公社法第五十一条第一項、日本国有鉄道法第五十七条第一項及び日本電信電話公社法第八

十条第一項において準用する場合を含む。）

四、消費生活協同組合法

五、水産業協同組合法

六、公共企事業等労働関係法

七、労働組合法

八、中小企業等協同組合法

九、地方公務員法

十、森林法

十一、地方公営企業労働関係法

第一項に規定する事業者は、同一項目に規定する再販売価格を決定し、これを維持するための契約をし、これが維持するための契約をし、これは公正取引委員会規則の定めるところにより、その契約の成立の日から三十日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。但し、公正取引委員会規則の定める場合に、この限りでない。

第二項又は前項に規定する場合において、同項に規定する事業者等は、前項に規定する事態を克服することが困難であること。

第三項に規定する事態を克服するための設備の制限に係る共同行為（設備の更新又は改良を妨げるものと除く）をしようとするときは、主務大臣の認可を受けることができる。

生産業者等は、第一項に規定する場合において、技術的理由により当該事業に係る商品の生産数量を制限することが著しく困難である事態が生じた場合において、その商品を生産する事業者又はその事業者を構成員とする事業者團体（以下「生産業者等」という。）が、次項又は第三項の認可を受けてする共同行為（事業者團体がその構成員に共同行為をさせる行為を含む。以下同じ。）については、これを利用しない。但し、不公平な取引方法を用いるとき、若しくは事業者に不公平な取引方法に該当する行為をさせることとするとき、同様とする。

主務大臣は、前項の認可をし、不公正な取引方法を用いるとき、若しくは事業者に不公平な取引方法に該当する行為をさせることとするとき、同様とする。

第二項又は第三項の認可を受けて共同行為をする生産業者等は、

う。が、第五項の規定による処分をした場合を除く。は、この限りでない。

当該商品の価格がその平均生産費を下り、且つ、当該事業者の相当部分の事業の継続が困難となるに至るおそれがあること。

一、当該商品が一般消費者により日常使用されるものであること。

二、企業の合理化によつては、前号に掲げる事態を克服することが困難であること。

三、不当に差別的でないこと。

二、一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

四、その共同行為をから脱退することを不当に制限しないこと。

五、主務大臣は、第二項又は第三項の認可をし、後において、当該共同行為が左の各号の一に該当する場合において、対価の決定に係る共同行為をしようとするときは、主務大臣の認可を受けることとする。

六、主務大臣は、第二項若しくは第三項の認可又は第五項の規定による処分をするため必要があるときには、当該認可若しくは処分をしない。

主務大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その決定に従い必要な措置をとらなければならぬ。

主務大臣は、第二項若しくは第三項の認可又は第五項の規定による処分をするため必要があるときは、当該認可若しくは処分をしない。

主務大臣は、前項の規定による請求をしたときは、遅滞なく、その旨を官報に公示しなければならない。

主務大臣は、前項の認可をし、不公正な取引方法を用いるとき、若しくは事業者に不公平な取引方法に該当する行為をさせることとするとき、同様とする。

第二項又は第三項の認可を受けて共同行為をする生産業者等は、

ようとするときは、申請に係る共同行為が前項に規定する要件に適合し、且つ、その共同行為が左

の各号に該当している旨の公正取引委員会の認定を得なければならぬ。次項の規定による処分をしないとするときも、同様とする。

一、第二項に規定する事態を克服するため必要な程度をこえて、

二、一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

三、その共同行為から脱退することを不当に制限しないこと。

四、その共同行為をから脱退することを不当に制限しないこと。

五、主務大臣は、第二項若しくは第三項の認可又は第五項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その決定に従い必要な措置をとらなければならぬ。

主務大臣は、第二項若しくは第三項の認可又は第五項の規定による処分をするため必要があるときは、当該認可若しくは処分をしない。

主務大臣は、前項の規定による請求をしたときは、遅滞なく、その旨を官報に公示しなければならない。

主務大臣は、前項の認可をし、不公平な取引方法を用いるとき、若しくは事業者に不公平な取引方法に該当する行為をさせることとするとき、同様とする。

第二項又は第三項の認可を受けて共同行為をする生産業者等は、

ようとするときは、申請に係る共同行為が前項に規定する要件に適合し、且つ、その共同行為が左

の各号に該当している旨の公正取引委員会の認定を得なければならぬ。次項の規定による処分をしたとき、又は前項の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

第二項又は第三項の認可に対する不服がある利害関係人は、認可があつた日から三十日以内に、その旨を記載し、書面をもつて、公正取引委員会に不服の申立てをすることができる。

公正取引委員会は、前項の不服の申立てがあつたときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、公開による懸闘を行つて決定をし、当該主務大臣及び申立て人に文書をもつて通知しなければならない。

第二項又は第三項の認可に対する不服がある利害関係人は、認可を受けたときは、遅滞なく、その決定に従い必要な措置をとらなければならぬ。

主務大臣は、第二項若しくは第三項の認可又は第五項の規定による処分をするため必要があるときは、当該認可若しくは処分をしない。

主務大臣は、前項の規定による請求をしたときは、遅滞なく、その旨を官報に公示しなければならない。

主務大臣は、前項の認可をし、不公平な取引方法を用いるとき、若しくは事業者に不公平な取引方法に該当する行為をさせることとするとき、同様とする。

第二項又は第三項の認可を受けて共同行為をする生産業者等は、

ようとするときは、申請に係る共同行為が前項に規定する要件に適合し、且つ、その共同行為が左

の各号に該当している旨の公正取引委員会の認定を得なければならぬ。次項の規定による処分をしたとき、又は前項の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

生産業者等は、前項に規定する場合において、技術若しくは生産設備の保有の制限、原材料若しくは製品の保管若しくは運送の施設の利用又は削産物、くず若しくは廃物の利用若しくは購入に係る共同行為をしようとするときは、主務大臣

改め、同条第三号を次のように改め

### 三 認可、認定、同意、協議及び 処分の請求並びに届出、報告及

審判手続は、審判開始決定書の附則本を第四十八条第一項に規定する該當違反行為をしているもの（以下「被審人」という。）に送達することにより、これを開始する。

の下に「又は審判官」を加え、「事業者」を「被審人」に改める。  
第五十三条の三中「事業者」と「被審人」に改め、「又は不当な事業能力の較差」を削る。

第五十四条を次のように改める。

第五十四条 公正取引委員会は、審判手続を終り後、第三条 第六条 第一項若しくは第二項、第八条 第九条第一項若しくは第二項、第

第六十一条第一項又は第二項に改め  
る。

第六十六条第二項中「審決の基礎  
となつた事実が消滅し、若しくは変  
更した場合において」及び「審判手  
続を経て、」を削り、同項に次の但書  
を加える。

但し、被審人の利益を害するこ  
ととなる場合は、この限りでな  
い。

第六十七条第一項を次のように改  
める。

裁判所は、緊急の必要があると  
する。

めること

十三条、第十四条、第十五条第一項、第十六条において準用する。

合を含む）、第十七条又は第十九条の規定に違反する行為がある認める場合には、当該違反行為

してゐるものに対し、適當な措をとるべきことを勧告すること

第四十八条第二項中「勧告がなされたときは、事業者」を「勧告を受けたときは、事業者」に改めることとする。

たもの」に改め、同条第三項中「業者」を「第一項の規定による輸

を受けたもの「一編告」を「勧告」に改める。

第五十条を次のように改める。

よつてこれを「事件の要旨」記載し、書には、委員長及び決定の議決につつ、

した委員がこれに署名押印すればならない。

審判手続は、審判開始決定書の附録本を第四十八条第一項に規定する該當違反行為をしてゐるもの（以下「被審人」という。）に送達することにより、これを開始する。  
被審人には、審判の期日に出頭すべき旨を命じなければならぬ。  
審判の期日は、審判開始決定書の勝本を発送した日から三十日後  
に、これを定めなければならぬ。但し、被審人の同意を得たときは、この限りでない。  
第五十一条中「事業者」を「被審人」に改め、「審判開始決定書」の字  
に「の勝本」を加える。  
第五十五条の二の次に次の二条を加える。  
第五十五条の三 第四十六条第三項の規定により指定された審査官  
は、審判に立ち会い、証拠の申立てその他必要な行為をすることが  
できる。  
第五十二条第一項中「事業者」を「被審人」に、「第八条第一項」を  
八条の二に改め、同条第三項中「業者」を「被審人に」、「その他を  
公正取引委員会の承認を得た」に改め、同条の次に次の二条を加  
える。  
第五十二条の二 公正取引委員会は、被審人は前条第二項の件  
人が、正当な理由がなくて、審  
の期日に出頭しないときにお  
も、審判を行ふことができる。  
第五十三条の二第一項中「公正  
取引委員会」の下に「又は審判官」  
及、同条第二項中「公正取引委員

第十一條第一項又は第二項に改め  
第六十六条第二項中「審決の基礎となつた事実が消滅し、若しくは変更した場合において、及び審判手続を経て、」を削り、同項に次の但書を加える。  
但し、被審人の利益を害するところとなる場合は、この限りでない。  
第六十七条第一項を次のように改める。  
裁判所は、緊急の必要があると認めるときは、公正取引委員会の申立により、第三条、第六条第二項、第八条第一項、第九条第一項、若しくは第二項、第十条第一項、第十一条第一項、第十三条第一項、若しくは第二項、第十四条第一項、第十五条第二項（第十六条において準用する場合を含む）、十七条又は第十九条の規定に違反する疑のある行為をしてゐるものに対し、当該行為、譲渡権の行使等を一時停止すべきことを命じ、はその命令を取り消し、若しくは變更することができる。  
第六十八条第一項を次のように改める。  
前条第一項の規定による裁判について、裁判所の定める保証金又は有価証券を供託して、その行を免かれることができる。  
第六十九条の次に次の二条を加える。  
第六十九条の二　書類の遅延にては、民事訴訟法第百六十九条  
第一百六十九条、第一百七十二条





- 第44条第2項第2号を第3号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の二号を加える。
- 一 第十五条第2項又は第三項ノ規定ニ依ル同法ヲ為サズ又、庶務ノ届出ヲ為シタル者
- 第49条第1項中「前条第一号」の下に「若ハ第二号」を加える。
- 10 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。
- 11 外国保険事業者に関する法律(昭和二十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。
- 12 海上運送法(昭和二十四年法律第一百八十七号)の一部を次のように改正する。
- 13 外国為替及び外國貿易管理法

- 14 外資に関する法律(昭和二十五年法律第百六十三号)の一部を次のように改正する。
- 15 飲料物資規制法(昭和二十三年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。
- 16 船主相互保険組合法(昭和二十六年法律第百七十五号)の一部を次のように改正する。
- 17 第十九条第1項中「又は事業者団体」を「又は事業者団体又は事業者団体の会員」に改める。
- 18 土地調整委員会設置法(昭和二十二年法律第百九十一号)を削り、「並びにこれらの法律」を「並びに同法」に改める。

- 19 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。
- 20 証券投資信託法(昭和二十六年法律第百九十八号)の一部を次のように改正する。
- 21 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。
- 22 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。
- 23 第二十九条第1項中「不公正な競争行為有りに私的独占禁止法及び中業者団体法の適用除外」を「第十二条ノ七まで(保険会社の株式保有並びに私的独占禁止法及び中業者団体法の適用除外)」に改める。

- 24 連合国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)の一部を次のように改正する。
- 25 第二十九条 削除
- 26 第九十三条の見出し中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等」を「私的独占の禁止又はこれらに影響を及ぼすものと解釈してはならない。」に改める。
- 27 第二十八条の見出し中「及び事業者団体法」を削り、同条中「及び事業者団体法(昭和二十三年法律第百九十一号)」を削り、同条但書中「不公正な競争行為」を「不公平な競争行為」に改める。
- 28 第二十九条第1項中「若しくは第三項」を削り、同条但書中「不公平な競争行為」を「不公平な取引方法」に改める。

- 29 第八条第1項中「及び事業者団体法(昭和二十三年法律第百九十一号)」を削り、同条但書中「不公平な競争行為」を「不公平な取引方法」に改め、同条中「及び事業者団体法(昭和二十三年法律第百九十一号)」を削り、「並びにこれらの法律」を「並びに同法」に改める。
- 30 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令(昭和二十四年政令第

(昭和二十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

31 第六十五条第1項中「又は事業者団体」を「又は事業者団体又は事業者団体の会員」に改める。

32 第二十五条第1項中「第十一条第1項第五号」を削り、「これら」を「同法」に改める。

33 第二十五条第1項及び第二項第1項若しくは第二項第1項を「第十二条第一項」に改め、同条第2項第1項を「第十二条第一項」に改め。

34 同条第4項中「主務大臣」は、前二項の認可をしようとするときは、「主務大臣」といふが、第五項の規定による処分をした場合を除く。」を削る。

35 同条第5項及び第六項を削る。

36 同条第7項を次のように改める。

37 同条第8項中「主務大臣」を「公正取引委員会」に改める。

38 同条第9項を削る。

39 同条第10項を削る。

40 同条第11項を削る。

41 同条第12項を削る。

42 同条第13項を次のように改める。

43 公正取引委員会は、第2項若しくは第三項に該当している旨の公正取引委員会の認定を得なければならない。次項の規定による処分をしようとするときは、「左の各号に該当する場合でなければ、前二項の認可をしてはならない。」に改める。

44 同条第4項中「主務大臣」は、前二項の認可をしようとするときは、「主務大臣」といふが、第五項の規定による処分をした場合を除く。」を削る。

45 「公正取引委員会は、第2項若しくは第三項に該当する場合でなければ、前二項の認可をしてはならない。」に改める。

46 同条第5項及び第六項を削る。

47 同条第7項を次のように改める。

48 同条第8項中「主務大臣」を「公正取引委員会」に改める。

49 同条第9項を削る。

50 同条第10項を削る。

51 同条第11項を削る。

52 同条第12項を削る。

53 同条第13項を次のように改める。

54 公正取引委員会は、第2項若しくは第三項に該当する場合でなければ、前二項の認可をしてはならない。」を削る。

55 同条第14項を削る。

56 同条第15項を削る。

57 同条第16項を削る。

58 同条第17項を削る。

59 同条第18項を削る。

60 同条第19項を削る。

61 同条第20項を削る。

62 同条第21項を削る。

63 同条第22項を削る。

64 同条第23項を削る。

65 同条第24項を削る。

66 同条第25項を削る。

67 同条第26項を削る。

68 同条第27項を削る。

69 同条第28項を削る。

70 同条第29項を削る。

71 同条第30項を削る。

72 同条第31項を削る。

73 同条第32項を削る。

74 同条第33項を削る。

75 同条第34項を削る。

76 同条第35項を削る。

77 同条第36項を削る。

78 同条第37項を削る。

79 同条第38項を削る。

80 同条第39項を削る。

81 同条第40項を削る。

82 同条第41項を削る。

83 同条第42項を削る。

84 同条第43項を削る。

85 同条第44項を削る。

86 同条第45項を削る。

87 同条第46項を削る。

88 同条第47項を削る。

89 同条第48項を削る。

90 同条第49項を削る。

91 同条第50項を削る。

92 同条第51項を削る。

93 同条第52項を削る。

94 同条第53項を削る。

95 同条第54項を削る。

96 同条第55項を削る。

97 同条第56項を削る。

98 同条第57項を削る。

99 同条第58項を削る。

100 同条第59項を削る。

101 同条第60項を削る。

102 同条第61項を削る。

103 同条第62項を削る。

104 同条第63項を削る。

105 同条第64項を削る。

106 同条第65項を削る。

107 同条第66項を削る。

108 同条第67項を削る。

109 同条第68項を削る。

110 同条第69項を削る。

111 同条第70項を削る。

112 同条第71項を削る。

113 同条第72項を削る。

114 同条第73項を削る。

115 同条第74項を削る。

116 同条第75項を削る。

117 同条第76項を削る。

118 同条第77項を削る。

119 同条第78項を削る。

120 同条第79項を削る。

121 同条第80項を削る。

122 同条第81項を削る。

123 同条第82項を削る。

124 同条第83項を削る。

125 同条第84項を削る。

126 同条第85項を削る。

127 同条第86項を削る。

128 同条第87項を削る。

129 同条第88項を削る。

130 同条第89項を削る。

131 同条第90項を削る。

132 同条第91項を削る。

133 同条第92項を削る。

134 同条第93項を削る。

135 同条第94項を削る。

136 同条第95項を削る。

137 同条第96項を削る。

138 同条第97項を削る。

139 同条第98項を削る。

140 同条第99項を削る。

141 同条第100項を削る。

142 同条第101項を削る。

143 同条第102項を削る。

144 同条第103項を削る。

145 同条第104項を削る。

146 同条第105項を削る。

147 同条第106項を削る。

148 同条第107項を削る。

149 同条第108項を削る。

150 同条第109項を削る。

151 同条第110項を削る。

152 同条第111項を削る。

153 同条第112項を削る。

154 同条第113項を削る。

155 同条第114項を削る。

156 同条第115項を削る。

157 同条第116項を削る。

158 同条第117項を削る。

159 同条第118項を削る。

160 同条第119項を削る。

161 同条第120項を削る。

162 同条第121項を削る。

163 同条第122項を削る。

164 同条第123項を削る。

165 同条第124項を削る。

166 同条第125項を削る。

167 同条第126項を削る。

168 同条第127項を削る。

169 同条第128項を削る。

170 同条第129項を削る。

171 同条第130項を削る。

172 同条第131項を削る。

173 同条第132項を削る。

174 同条第133項を削る。

175 同条第134項を削る。

176 同条第135項を削る。

177 同条第136項を削る。

178 同条第137項を削る。

179 同条第138項を削る。

180 同条第139項を削る。

181 同条第140項を削る。

182 同条第141項を削る。

183 同条第142項を削る。

184 同条第143項を削る。

185 同条第144項を削る。

186 同条第145項を削る。

187 同条第146項を削る。

188 同条第147項を削る。

189 同条第148項を削る。

190 同条第149項を削る。

191 同条第150項を削る。

192 同条第151項を削る。

193 同条第152項を削る。

194 同条第153項を削る。

195 同条第154項を削る。

196 同条第155項を削る。

197 同条第156項を削る。

198 同条第157項を削る。

199 同条第158項を削る。

200 同条第159項を削る。

201 同条第160項を削る。

202 同条第161項を削る。

203 同条第162項を削る。

204 同条第163項を削る。

205 同条第164項を削る。

206 同条第165項を削る。

207 同条第166項を削る。

208 同条第167項を削る。

209 同条第168項を削る。

210 同条第169項を削る。

211 同条第170項を削る。

212 同条第171項を削る。

213 同条第172項を削る。

214 同条第173項を削る。

215 同条第174項を削る。

216 同条第175項を削る。

217 同条第176項を削る。

218 同条第177項を削る。

219 同条第178項を削る。

220 同条第179項を削る。

221 同条第180項を削る。

222 同条第181項を削る。

223 同条第182項を削る。

224 同条第183項を削る。

225 同条第184項を削る。

226 同条第185項を削る。

227 同条第186項を削る。

228 同条第187項を削る。

229 同条第188項を削る。

230 同条第189項を削る。

231 同条第190項を削る。

232 同条第191項を削る。

233 同条第192項を削る。

234 同条第193項を削る。

235 同条第194項を削る。

236 同条第195項を削る。

</



の上からも、きわめて不備なものであ  
り、その目的に矛盾抵触して適合しな  
い点が多くあるのであって、これは、  
その一部の改正や修正によつては、も  
はや救ひがたるものとなつてゐること  
であります。よつて、これは、すみや  
かに広く有識者を組織した審議会でも  
設置いたしまして、よく検討を尽く  
抜本的な新しい理想的の独占禁止法を創  
定することが望ましいと存する次第で  
あります。

になつております。いわゆる古占禁止法の改正案及びその修正案に対しまして、日本社会党を代表いたしまして反対の意を表明するものであります。(拍手) 申し上げるまでもなく、日本経済における自由なる競争を推進せんといなましました独占禁止法の今までの態度に対しまして、本改正法案は、一に、株式の保有と役員の兼任を認めることによまして企業のト拉斯ト化を認め、二

わけでありまして、これこそ日本経済の発展過程における吉田内閣の許すべからざる政治的責任であります。(拍手)かくて、日本経済が今朝鮮休戦によって大動揺を招来いたしつつあることは、その当然の帰結であります。かかる情勢の中において、今や財閥は最大限の利潤を確保するため、リスト化やカルテル化を急ぎつつあるのであります。その一例をあげてみます。れば、住友金庫は兵器メーカーである

済の平和的発展を阻害するものでない  
と、だれが言えるのであります。  
か。なんばく、それは岡野経営長官  
の言われますところの平和的な自立経済  
計画とまったく背馳するものであります。  
す。すなわち、一部独占資本家によつ  
て、日本経済を從属化し、私物化し、  
軍事経済化するものであつて、全日本  
の国民的立場において、今やこの改正  
案に反対をせざるを得ないゆえんであ  
ります。(拍手)

右審議の詳細は委員会の速記録に譲ることにいたしました。

に、一定の制限のもとに、不況カルル、合理化カルル、さらにはまた独立法の背景きたる価格カルルを密接し、三に、商標品または出版物の再販価格特契約ないしは協定を許容したことによつて日本経済を反戻の方に向逆転せしめようとするものにはかなないのであります。

戰後の日本経済は、国民の血税による復金の融資と、大衆の生活を犠牲したインフレ政策によつて、二に少しおの資本の利益を擁護、不均衡な发展を遂げて参つたのであります。さくにまた、朝鮮事変の勃発、桑港における平和、安保両案約並びに行政協議は、日本経済を米國の支配にゆだねましたそれを著しく軍事経済化、朝鮮戦争における米國の兵器輸出化してしまつたのであります。吉田反動政府は、自由經濟の名のもとに、国民經濟の均衡的發展に対してもはむく頭痛のことなく、みずから米国政府の政に屈従し、日本の經濟的立地上緊密に連携し、日本物価に対し独歩高示し、輸出主においてまつたく孤立化してしまつ

小松製作所を自己の傘下に收め、近隣工場を買収し、これに重役を送つておるのであります。また、飛行機生産の花形であつた旧中島飛行場の第二会社富山精耕社も買収され、その復活は目前に迫つております。御存知のように、三菱造船はかつて軍艦をつくり、新三菱重工は航空機生産で有名でありました。三菱日本重工の東京営業部では、すでに米軍機器・川崎機械製作所では、すでに軍用の戦車、軍事用の製造修理に当つておられるのであります。横浜造船でも戦車修理が開始しようとしております。そして、この擡下の下請業者が、さらに、重工による株式保有、重役派遣、販賣網や金融支配を通じて再編成され、あります。以上述べましたように、閣を中心とする軍事産業の再編成、企業集中の促進強行は急速に行われ、これが政府の再軍備五箇年計画の経済政策をなしているということは明確でございます。(拍手)

このような一連の傾向を促進するために独裁法を緩和することが、日本の

原則は疎闊するというだけではなしに、大資本家の横暴を許し、あまつさえ、それを積極的に援助いたしますのであるのです。また同時に、大資本と結託した通産官僚の商業支配に対しても道を開くものがこの独占禁止法の改正案であると言わざるを得ないのです。このような観点よりいたしまして、「われくは本改正案に対し絶対に賛意を表すことのできない」とのを発見いたすのであれます。

さらに進んで、カルテル、トラスト等及びこれに類する共同行為がどのようなものであるかを考えて参ります。たゞ一例に、常にそれは労働者・農民・飼育者・中小企業の一方的犠牲において行われるものであることを考へざるを得ないのであります。たとえば、昨年三月に行なわれた紡績の四割減は三千名以上の男女労働者の首切りをもたらし、会社に残つた労働者一人当たり持錠数はふやされ、監督は強化され行なわれたのです。会社側の免表する統計によつて、一人一日当り綿糸生産量は、操縦開始前の五・九三ボンドから二月には七・四六ボンドにふえておきます。さらに、五三年に入つて統計



昭和十八年七月十五日衆議院会議録第二十八号、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

の内容は、おおむね時代の要請にこなるものであります。(拍手) すなはち、不況に対処するため、必要がある場合におきまして、事業者の共同協議会が、すなはちカルテルを相当きびしく条件のもとに認容したこと、株式の有、役員の報酬等の制限を緩和したこと、不当廉売、おとり販売等の不當競争を防止するため再販価格規制契約を認めること、及び事業者団体を廃止して必要な事項を独占禁止法の中に収めたこと、これであります。翻つて見まするに、独占禁止法の今回の改正に對して各種の反対意見が陳されてゐるのであります。まず、改正案は、反独占政策の後退であるとの論がありますが、反対するが、これは、日本経済の事実と、今日の国民的要請を知らざる生論にすぎないのであります。反対のうえ、特に強調されるものは、中企業者、一般消費者等に対する独占行為を抑しつけ、その利益を害するとのことであります。もとより、中小企業の持続成、國民生活の向上は、一概にともゆるがせにすることのできない問題であり、これがために一切の努力傾けなければならないところであります。しかしながら、刻下の日本経済は、すみやかに経済力の増強をはかります。しかししながら、刻下の日本経済を期することでありまして、この人は何人も否定し得ないところであつては絶対に期待し得へくものない増す。

は申し上ぐるまでもないところで、國民經濟という広き視野において把握すべきであります。カルテルは、もちろん長所を有し短所を持つことは言をまらないことのあります。が、今日の事態こそ、その短所をためつ長所を活用するのと、と思うであります。大企業は、大企業のみによつて立つものではありません。中小工商業者、また中小工商业者のみによつて立つものではありません。相互に得意関係、扶助関係に立つており、これによつて初めて経済の循環が円滑に行はれてゐるのであります。この事實を故意に無視して、不況撲滅策としての大企業の共同行為をあえて否認せんとするのは、他の主義に立つたためにするのか、あるいは中小工商业者あるいは消費者等に対する正しき熱情に欠くるかゆえであると申されねばなりません。片寄れる變は、その者のためにはなりません。最近、若干の大企業における不渡り手形の濫発いかに多くの中小工商业者を苦しめているかは、またこの間の消息を伝えて余りあるのであります。

また、カルテルは本質的に消費者及び労働者の利益を害するかゆえに反対であるとの論でありまするが、もとより、手放しのカルテルにこの性格のあることを認めるにやうざかではありません。問題は、本改正案に盛られたるがごとく、不況時において、企業の破滅的な競争によって企業經營の基盤をも破らんとする場合にも、これを認めることが不适当であるかといふことです。ところにあると思うであります。もしも、かかる事態においても、無謀なる競争のまま放任し、優勝劣敗による競争によると、企業の倒産、從業者の失業

手放しの自由競争は、優秀なる企業、國の必要とする企業の存立を保障するものでは無いのであります。企業の維持は、働く者の職場の前提であるのであります。もとより、消費者にとっては、買う品物が安ければ安だけよい、というものは当然であります。これは、經濟の健全なる發展によつてもたらされたときのことでありまして、企業が、自分の手足を切つて投げりするが、よき場合は、經濟の循環を不消滅して、不景氣をさらに招来するのではなくて、大局的に見て、消費者にとって利益であることは、にわかに断定ができます。物価の安定こそ、消費生活設計にとり最も必要なのであります。

さらに、カルテルは不況の克服策でないとの意見があるのですから、カルテルが市場安定の効果を持つことは、すでに歴史の証明するところであります。しかして、この事實を認めつつも、それは終局において企業創意努力を滅ぼせしめ、經濟の停滞もあり、發展を阻害するがゆえに反せんとするのは、今回容認せんとするガルテルの趣旨を故意に歪曲するものであります。

また、カルテルの容認は、国内血輸出となり、國際的には日本商品ダンピングの疑惑を招き、刻下最大わが國の要請たる輸出振興と相反するとの點であります。最も大なる要件は価格の安定であります。安くは安いほど売れるではありません。安くは安いほどではない。

ときは、特にだんじりと下つて行くべきは、取引注文は絶するのであります。輸出は伸びないのであります。されば、ミシンに、あるいは機器等に、その苦難をなめて参つておる珠があります。

これをするに、反対論の多くはカルデルの予想される弊害面のみから重視して、その長所に対するものであります。私は、ますわれくかられて、いる脚注を見よと叫びたいのです。

最後に、本法の運用に関連して希望を申し述べたい。それは経済に勤く生きのたるをもつて、このに対する措置は、経済の実情に即して、機敏かつ適正に行わるべきであります。(拍手)

以上の理由により、私は、占領の行き過ぎを是正し、日本經濟再建の大基礎たる本改正法案に、自己を代表して賛成の意を表するものります。(拍手)

○議長 堀尾次郎君 中村時雄君登壇

〔中村時雄君登壇〕

○中村時雄君 ほだいま上程された私の旗占の禁止及び公正取引の法律の一部を改正する法律に対し、私は日本社会党を代表して賛成せんとするものであります。(拍手)

明治、大正、昭和の全般を通じて、本經濟に見られた特質は、常に時代の権力と結びついた少數資本家が、的利潤の追求にしきを削つて、日本資本の歴史であります。従つて、日本資本

For more information about the study, please contact Dr. John P. Morrissey at (212) 305-2500 or via email at [john.morrissey@nyu.edu](mailto:john.morrissey@nyu.edu).

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

For more information about the study, please contact Dr. Michael J. Hwang at (319) 356-4530 or via email at [mhwang@uiowa.edu](mailto:mhwang@uiowa.edu).

*f*

For more information about the study, please contact Dr. Michael J. Hwang at (319) 356-4000 or email at [mhwang@uiowa.edu](mailto:mhwang@uiowa.edu).

発展の背後には、国内においては少政の特權政治の搾取と圧迫の中に勤労大衆を置き、外に對しては帝國主義的侵略の野望となつて現われ、遂に日本をあの無謀なる戦争にかり立て、悲惨な敗戦に導いた事実を、われ／＼は既にして忘れてはならないのであります。(拍手)独占禁止法は、これ、戦争遂行の元凶たる財閥の解体を行い、企業集中の排除によって少政資本の独占的な支配を防ぐために、法律的制覇を今まで加えて來ておるものでございます。しかるに、政府は、独禁法と集中排除法の選択を国民に徹底せず、反対に日本の独立を好機として、再びその復活を認め、彼らと結託してその利潤の獲得に協力するため、合法的に法的基礎を与えるとして、ここに改正案を提案したものでございます。

(拍手)私は、以下反対の理由山を、まず改正案の内容より具体的に明らかにして行きます。

反対理由の第一は、第四条の価格協定、生産削減協定等の共同行為の禁止法案であつて、われらの断じて賛成できません。

この改正案は、生産、販売数量並びに設備の制限を認めるのみならず、価格協定の容認を含む全面的のカル

テルの容認でござります。かかるに、この半面、カルテル悪の取締りは、第四条のカルテル禁止規定の削除により、わずかに不公正な取引方法あるいは不当な取引制限の定義規定によるのみであつて、きれめてあいまいな、不明確な状態に置かれておるのであります。この結果、改正後の取締りは非常に困難となり、法案は有名無実となつてしまふのであります。(拍手)しかも、政府は、カルテルの容認によつて、日本経済の不況が立ち直り、あるいは不況が解消するかのごとき安易な考え方をいたしておりますが、私は、カルテルによつて不況や景気変動が是正克服され得るものではないと思うのであります。

今日の不況や景気変動の禍根こそは、資本主義経済機関そのもの深く内在しておるものであり、しかもこの

産者の操縦勧告は、中小企業の怨嗟の中から出で来るのです。たとえば、紹介採用例をとつてみます。

たゞ、明らかに実証できるのであります。

先ごろの原納割当を裏づけとした通

信の不況が立ち直り、あるいは不況が解消するかのごとき安易な考え方をいたしておりますが、私は、カルテルによつて不況や景気変動が是正克服され得るものではないと思うのであります。

今日の不況や景気変動の禍根こそは、資本主義経済機関そのもの深く在

いても、この勧告撤回の申入れをしておいたのにかわりませず、通産省当局

は、一部財界人との交際のため、独禁法ののみなげ、速審問題を起すことを想

しておられます。(拍手)この結果、十

九八年の大紡織業者の収益に役立つたことは、確かにあります。が、反而、労働者側は二万人以上の犠牲者を出し、中

小企業、特に織布事業者は加工貿易の切下げを受け、また自家製織織業者等は、

原料高の製品安となつて休業倒産が続

出したこととは、皆さん御承知の通りであります。しかし、不況だといわれ

る政策の貧困さを、みずからが暴露しておると言つて過言ではないと思うのであります。(拍手)経済に計画性を要望するが兎と兎の争ひでござります。(拍手)

私は、以下反対の理由山を、まず改正案の内容より具体的に明らかにして行きます。

この改正案は、生産的不安定と混亂に陥ります。

そなれば、自由党は、みずから経済

のねらう効果についてであります。カル

テルは、自ら競争を制限して、市場

場価格をかえることを前提としている

点であります。このことは、昔いがえれば、カルテルが市場分配の経済力を握

持ち、独占形態をつくり上げる点であ

ります。生産数量の制限や価格維持の

業に転嫁しますぐ、底大化して行くと

い

らないだけではなく、労働者、中小企

業者、一般消費者が自己を防衛するた

めの何らかの方法もないのです。

かくのことく資本家擁護のための

カルテルを結び、その結果、労働者に対する不公平な取扱いが生じます。

たとえば、池田式の切捨てごめんの経済

の中から出で来るのであります。たと

えば、紹介採用例をとつてみます。

と、明らかに実証できるのであります。

たゞ、この修正案に対しても反対せざるを得ません。改進党が、許可認定に関し公

取委員会一本に修正したことは、これ

によって、本法の運用が官僚独善に陥

ることを防止する上において幾分の効

果あることは認めますが、価格カルテ

ルを認めないと、修正案を引込んで

あります。(拍手)われ／＼は、公取委員会に民主的な労働組合、農民、中小企

業団体の代表者を認められない今日、

この修正案に対しても反対せざるを得

ないのであります。

次に、カルテルと関連して、第五点として、トラストについて反対の意思を述べたいと思います。すなわち、持株の制限緩和及び役員の兼任緩和が企業集中と産業分配を促進せしめるものとして反対するのであります。現行法においては、役員の兼任には三つの制限が付されております。かかるに、改正案においては、一定の取引分野における競争を実質的に制限する場合と、

不公正な取引方法による場合は三つの制

限が付されております。

正案においては、一定の取引分野にお

ける競争を実質的に制限する場合と、

不公正な取引方法による場合は三つの制

限が付されております。

かかるに、改正案は、このようないか

るものが、合意化の名目により、価格安定の

形で高物価を押しつけられ、生活内容

をます／＼貧困化して行くものであり

ります。(拍手)この反面、カルテル結成により

利益を得る者はだれあります。従つて、公社を一つ二つと統合し

て行き、競争制限の認められていくと

昭和二十八年七月二十五日 東陽院会  
これまで統合が許されるので、独占的に支配し得るまでは、大手を握つて会社の乗っ取りができるのであります。  
このことは、企業集中の公認にひととじるもので、ここに自由党の常套手段たる籠外政策が明確に現われて來るのであります。(拍手)このよき企業集中を目的とする改正案に対し、われくは断固反対するものでございます。  
第六点として、再販売価格規制契約の継続についてであります。これは、独禁法にとつては異質のものであり、一権の公定価格制の容認範囲を意味するものであります。しかも、総のいわゆる垂れ賣約は、先づこの新聞販賣会によつて裁判所より認められてゐるのであります。あらためて独禁法に押入した珊瑚山瞭解するに私は苦心ひのであります。  
しかし、改正案においては、日常使用され、自由な競争が行われてゐる商品である限り、公取委員会が指定を拒む理由がないゆえ、制定の意図と異なる適用を予想されるのであります。  
また、おとり販売について先ほど仰せられていますが、おとり販売を戒めることは必要あります。が、その取扱い件数はむずかであります。それは現行法においても、おのづから方法があります。本項の該当事項こそ、現れたものたをだた十態度で、十分にその効果をあげ得るものであります。さらに、この影響は東京のその日から直接消費者全体に及び、空樽においては、小売業者がマージンの圧縮を要望されるを得ない事態や、契約履行に困難を伴うことがどし、現われる場合等が想像でさるのであって、簡単に本規定を挿入した理由が、私には不明なのであります。私の考え方では、これはおそらく一部

の業者の要望に動かされたものであつたと想像ができるのであります。このことは、たゞは戦場において、鉄筋網で破壊の肉彈戦を行い、これを破壊すればタンクが現われてその効力を發揮する。ように、一部中小企業者の頭をなしておいて怒を走り、その後には、トラスト、カルテルばかり通るということではないでしょうか。(拍手)われくば、このような強力的手段をとつて行はんとするこの改正案に反対するとともに、この問題は別に考慮すべきことであろうと思うものであります。

最後に指摘しなければならないことは、本改正案の作成それ自体が、不当な圧力と干渉のもとに行われたなど、いごとの事実であります。すなわち、和条約の発効に伴つて、政府が、先づは、どうも自由党を賣つたされましてもおつしやられましたように、占領法令の行き過ぎは正に名をかりて、民主主義的な諸制度を次々と改悪し、戦前の專制的、非民主的社會に逆どりせんとする姿であります。(拍手)労働法改悪しかり、スト規制法またしかく、警察法改悪等々、これらはすべて一連の闇事を握つているものであります。吉田總理は、旧財閥の大審院を政府の最高經濟顧問として、これら財界の復興を策謀する少數個近財界人の進言に動かされ、昨年来よりこの独裁法の全貌を企図したのでありますか。対外關係を恐れ、擬製的に独裁法を存続せしめつゝ、それを全面的な骨抜きを企圖しているとしたが考えられないであります。なぜなら、委員会においても、この改正案の法文にも内容にもいろいろと疑義を持ち、主よ大半の委員に、今回の改正案はあらゆる点から見てきわめて不備なものであると想像ができるのであります。このことは、たゞは戦場において、鉄筋網で

正取引の確保に関する法律案  
点が多々るので、次期国会まで再改正を行つたために審議会までの法案はもう一度作成し直されるという考え方でおつたのです。しかしに、この一週間より、突如鉄鋼、石炭、経心となり、自由党、改進党をかけ、各委員の考へを無視して場においててといふ名目のもの上程されたのであります。

一部を改正する法律案

に根本的な  
変化を設け、こ  
そすべきであ  
る。ございま  
す。くらい以前  
に、團體等が中  
幹部に働き  
し、党の立  
場に急速  
に変遷した  
事態の動き  
で、緊急を要む  
れこそ、岡  
崎の一遍  
の備への道  
筋助の見通  
し、カルテ  
旧日本の獨  
立と日本を  
対しても  
うとせざるを得  
ず、本法案成  
ったことを  
ありましよ  
うと、便々と未  
だせざるを得  
た。本法案成  
る三派共同  
政府原案に  
英男君。

対し賛成の意を表するものであります。  
わが國財界の一部において、独禁法は過去の占領政策の遺物であり、從て日本經濟再建のため有害無益なりし、これを大幅に緩和するか、しかばねば全廃すべしという論は、しばしば耳にするのであります。しかしながら、独資本の弊害が消費者大衆の生活を着かし、かつまた中小企業に致  
的脅威を与えて来たことは、確然續  
共同幾類等、私どもの記憶に新たな  
ことがあります。独禁法が占領政策の  
結果であるといふ幼稚な気分的反対を  
きにし、また單に日本經濟が没  
などとさく撲滅的言葉に幻惑されず、  
基本法たる独禁法の改正を一たび誤  
ときは、国民大衆の不當なる犠牲に  
左右する重大なる經濟政策として、  
いて大企業のみを擁護する結果とな  
り、これが改正はきわめて慎重かつ  
明たる研究を要することは論をまた  
いのであります。

しかるに、令回提案された改正  
は、その内容はきわめてあいまいで  
り、しかも、改正の意図するところ  
は、一部財界の弊害をうがひ、わ  
が國經濟の健全なる發展を阻害する幾  
の要素を包蔵して居るのであります。  
おいては、トラスト禁止規定と並び  
て独禁法のかなめであるカルテル禁  
止規定の適用除外についての認可権を  
修正案三点を立ていたしたのであり  
ます。

者かるばを記る。速てたゞ地圖は公方終略取然証云速。几帳小臣入。右持本にノヤに



には、仕事やめてみましても、これ減少することが技術的不可能だからであります。かかる技術的要件に基づくカルテルまで禁止することは、まさに破滅を求めるにひとしい。任意カルテルによる破滅的競争の制限は、競争の制限には遙かに及ばないであります。も、競争そのものの否定でもなく、従つて、断して独占ではない。破滅的競争を制限してこそ、生産費を中心とした正常なる競争が確保されるのである。従つて、破滅的競争を防ぐがためのカルテル行為を認めるということは、競争の経済秩序を確保すること全任務とするところの独占禁止法の精神に照して当然のことであつて、退屈でもなければ、逆行ではなく、骨抜きでも断じてありません。ただ、自由競争の経済秩序そのものの破滅を希望する方々にとつては、破滅が幾分でも防がれるといふ意味で逆行と映するのかも知れませんけれども、それはやむを得ない事と考えます。

注解すべき重要な二、三の実例を指摘いたしたいと考えます。

第一は、強制カルチ化の危険に關してであります。今回の改正法におきまして認められたカルチルは、申すまでもなく、任意カルチルであつて、強制カルチルではありません。強制カルチルはまさに一つの独占形態であつて、われくはこれを認めることが出来ません。しかしながら、今日のことく、完全なる自由経済ではなくして、資金の面において政府が統制をしておる、原料の面で政府が統制をしておるというふうな場合におけるべきは、ややもすれば、その資金の統制権

を握り、原科の割当権を握つておると、この官僚が、任意カルテルに入るといたしまして、そのカルテルを実行しなければ原科をやられ、資金をやられというようなことで、任意カルテルを強制カルテルに転化せしめるところの危険性は多分にあるということを認めざるを得ません。(拍手)われくは、重ねて申しますが、任意カルテルは一つの競争形態であつて、独占ではないが、強制カルテルはりっぱな独占形態である。従つて、われくの知らぬ間に、統制すべきの官僚によつて、任意カルテルが事实上強制カルテル化されることのないよう、十分な警戒を必要とするところです。(拍手)

第二は、価格協定の認可に関するであります。先ほど委員長の御報告の中にもありましたように、価格カルテルを認めるか認めないと、いうことは、委員会における重大な論議的的になりました。私どもは、自由党の諸君とともに、この価格カルテルを認むべき意見、ことに佐伯委員長の意見は、私は傾聴すべきものがあると考えたのではありません。それは、自由な経済、カルテルを認めるなどといふ改進党の諸君の意見、ここに佐伯委員長の意見は、て価格カルテルと、原則として価格カルテル行為が認められないであります。それが、自由な経済、カルテル行為が自由に認められておるときにおける価格カルテルと、原則として価格カルテルであるかといふことを、十分に識別して、慎重にこれを認可し、または不認可にすることが必要だと言考るのであります。(拍手)

第三点であります、栗田君も申されましたが、栗田君の反対理由とは少しく違うのであります。私の考案は、同じケントにおいて二つの価格を維持するることはで

で、佐伯委員長の考案では、原則としてカルテルを認めないで、例外的に政府が価格カルテルを認める、その価格はもはや自由な価格ではなくて、政府の半ば公認した公定価格のようなものになる、ふる線のこときものになると、認可によつて認められたふる線の問題の根本的解決は、なるべく早くこの価格カルテルの行為を原則的に自由にするか、それまでの間は、公正取引委員会なしし主務大臣において運用の問題に対する側面の十分なる注意を払つて、ある価格カルテルが破滅的競争を避けるがために必要があつてやつてゐる価格カルテルが、それとも独占利潤を貪るための価格カルテルであるかといふことを、十分に識別して、慎重にこれを認可し、または不認可にすることが必要だ

ます。反対の理由は、栗田君の反対理由とましかれども、再販売価格の維持契約に対する例外、除外團体を認めたといふ点はなく、われくは反対であります。

きない御承知の通り、一物一価の法則がない無差別の法則といふ法則がありましたが、近所で安々売られる、絶対に価格は維持できない。いかにも部外の者に先つてはならないと言いましても、隣で十錢でも二十銭でも安々売つてしまれば、何らかの方法で必ず下げなければ売れないから下げる行く。そういう意味合いでおきました。私はこの再販売価格の維持契約を認める以上は、一般の消費組合ないし協同組合の方々とも、買う傾向は一般市民と同様の価格で買って取つて現われた利益を分配するなり。あるいは厚生施設を使つたりする方が妥当だ、考へましたけれども、不幸にしてわかれーの考へは他の党の方々の同調を得ることはできませんでした。したがつて私は申しますが、この法を施行して除外團体を認めておく限り、おそらく近き将来においてその欠陥が必ず現われて来るということを予言いたしました。

第五 國際復興開発銀行からの外  
資の受入について日本開発銀行  
又は日本輸出入銀行が行なうる  
債券の利子に対する所得税の免  
除に関する法律案(内閣提出)  
第六 閉鎖銀行令の一部を改正す  
る法律案(内閣提出)  
第七 日本専業公社法の一部を改  
正する法律案(内閣提出)  
第八 証券取引法の一部を改正す  
る法律案(内閣提出、參議院送  
付)  
第九 証券投資信託法の一部を改  
正する法律案(内閣提出、參議  
院送付)  
○議長(堤源次郎君) 日程第三、砂糖  
消費税法の一部を改正する法律案、日  
程第四、富裕税法を廃止する法律案、  
日程第五、国際復興開発銀行からの外  
資の受入について日本開発銀行又は日  
本輸出入銀行が行なうる債券の利子に  
対する所得税の免除に関する法律案、  
日程第六、閉鎖銀行令の一部を改正す  
る法律案、日程第七、日本専業公社法  
の一部を改正する法律案、日程第八、  
証券取引法の一部を改正する法律案、  
日程第九、証券投資信託法の一部を改  
正する法律案、右七案を一括して議題  
といたします。委員長の報告を求めま  
す。大蔵委員会理事若来地英俊君。

卷之三十一

昭和二十八年七月二十五日 樂城院会議録第二十八号

正言法事外六件

五六六

第五 國際復興開発銀行かほの外  
資の受入について日本開発銀行  
又は日本輸出入銀行が発行する  
債券の利子に対する所得税の免  
除に関する法律案(内閣提出)、  
第六 附賃税関令の一部を改正す

る法律案（内閣提出）

第八 証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第九 証券投資信託法の一部を改  
正する法律案（内閣提出、參議

院送付) ○議長(堤康次郎君) 日程第三、砂糖消費税法の一部を改正する法律案、

程第四、富裕税法を廃止する法律案、  
日程第五、国際復興開発銀行からの外  
債の受入について日本開発銀行又は日

本輸出入銀行が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律案

の一部を改正する法律案、日程第七、日本厚生公社等の一部を改正する法律案、日程第八、

日程第九、証券投資信託法の一部を改正する法律案、右七案を一括して議  
止する法律案。

いたしまして、委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事苦米地英俊君。

律案  
砂糖消費稅法の一部を改正する  
法律

砂糖消費税法（昭治三十四年法）第十三号の一部を次のように改定

第三条を次のように改める。



昭和二十八年七月二十五日 衆議院議案第二十八号 砂糖消費税法の一部を改正する法律案外六件

法第三条ノ第二項の規定により同号第二種の砂糖とされたものについては、百斤につき三百円<sup>1</sup>をその税額として、その税額が三万円以下のときは、昭和二十八年八月三十日限り、三万円<sup>2</sup>とするときは、左の区分によりその税額を各月に等分して、その月の末日限り徵収する。

税額三万円をえるとき

昭和二十八年八月及び九月

税額十萬円をえるとき

同年八月から十月

税額三十萬円をえるとき

同年八月が十一月

税額五十萬円をえるとき

同年八月から十二月

前項の砂糖、糖<sup>3</sup>又は糖水を

所持する者は、その所持する砂

糖、糖<sup>3</sup>又は糖水の種別、類

別、数量及び貯藏の場所をこの法

律施行後一ヶ月以内に貯蔵場所の所

持する際の適用については、なお

前項の例による。

租税特別措置法(昭和二十一年

法律第十五号)の一部を次のよう

に改正する。

第一条中「酒税」の下に「砂

糖消費税」を加える。

第二十五条の三「さとうきび、ろ

ぞり又はとうもろこしのさく汁

を煮沸濃縮した砂糖消費税法第

三条第二号第一種の砂糖で、政

府の承認を受け、かん、箱での

他これらに類する容器に収容し

て冷却し、そのまま製造場から

引取るものについては、同法

第三条ノ二第三項の規定にかかる

わらず、これを同法第三条第一

号第一種甲類の砂糖とみなす。

保稅地獄から引き取る砂糖消費

税法第三条第一号第一種の砂糖

で、当該砂糖がさとうきび、か

そり又はとうもろこしのさく汁

を煮沸濃縮したものをかん、箱

その他これらに類する容器に収

容して冷却したままのものであ

ると政府が認めたものについて

も、また同様とする。

この法律施行の際、製造場内に

ある新法第三条第一号第一種の砂

糖で、さとうきび、かん、又はと

うもろこしのさく汁を煮沸濃縮し

たものかん、箱その他これらに類

する容器に収容して冷却したま

る所持する者は、政令で定

めるところにより当該砂糖につい

てこの法律施行後一ヶ月以内に所

轄税務署に申告しなければなら

ない。

この法律施行前にした積み、対

する罰則の適用については、なお

前項の例による。

租税特別措置法(昭和二十一年

法律第十五号)の一部を次のよう

に改正する。

第一条中「富裕税」を削除するとき

同年八月二十五日

税額三十萬円をえるとき

同年八月が十一月

税額五十萬円をえるとき

同年八月から十二月

前項の砂糖、糖<sup>3</sup>又は糖水を

所持する者は、その所持する砂

糖、糖<sup>3</sup>又は糖水の種別、類

別、数量及び貯藏の場所をこの法

律施行後一ヶ月以内に貯蔵場所の所

持する際の適用については、なお

前項の例による。

第六条 削除

2 油煙士法(昭和二十六年法律第

三百三十七号)の一部を次のよう

に改正する。

第六条中「富裕税法」を削除する。

第七条に次の一項を加える。

2 税理士試験の試験科目である

六科のうち試験科目でないもの

につきの例による。

第十条第三項中「富裕税」を

削除する。

第五条に次の二項を改めて正す。

5 相続税法(昭和二十五年法律第

七十三号)の一部を次のよう改

正する。

第十四条第三項中「富裕税」を

削除する。

6 租税特別措置法(昭和三十一年

法律第五十五号)の一部を次のよう

に改正する。

第十八条中「富裕税」を削除する。

第八条 削除

7 災害被災者に対する租税の減

免、被取扱子等に関する法律附

則(昭和二十二年法律第百七十五号)

の一部を次のよう改正する。

第七条を次のよう改めることとする。

第八条 削除

8 日本国とアメリカ合衆国との間

の安全保険法(第三条に基く行政

協定の実施に伴う所得税法等の臨

時特別に関する法律(昭和二十七

年法律第百十一号)の一部を次の

よう改正する。

第九条 削除

9 官庫開発銀行法(昭和二十六年

法律第百七十四号)を削除する。

第一項中「富裕税法(昭和二十五

年法律第百七十四号)」を削除する。

第六条に次の一項を加える。

五八八

国際復興開発銀行からの外債の受

入について日本開発銀行又は日本

輸出入銀行が発行する債券の利子

に対する所得税の免除に関する法

律案に付する所得税の免除に関する

法律(昭和二十六年法律第百七

四号)を削除する。

第三十五条中「法人税法」を

「法人税法(昭和二十六年法律第

一百二十六号)」の一部を次のよう

に改訂する。

第三十条第七項第七号中「富裕

税」を削除する。

10 地方税法(昭和二十五年法律第

一百二十六号)の一部を次のよう

に改訂する。

第三十三条第七項第七号中「富裕

税」を削除する。

11 昭和二十七年分以前の富裕税

法(昭和二十三年法律第百七十七号)

に改訂する。

四条第二項 改正前の租税特別措

置法第八条 改正前の災害被災者

に対する租税の減免、微取扱子等

に関する法律第七条から第十条ま

で、改正前の日本国とアメリカ合

衆国との間の安全保障法(第三条

に基く行政協定の実施に伴う所得

税法等の臨時特別に関する法律第

六条及び改正前の税理士法(第三十

五条の規定による法律)の施行後、

なま、その効力を有する。

12 国際復興開発銀行からの外債の受

入について日本開発銀行又は日本

輸出入銀行が発行する債券の利子

に対する所得税の免除に関する法

律案に付する所得税の免除に関する

法律(昭和二十六年法律第百七

四号)を削除する。

五八九

官庫開発銀行からの外債の受

入について日本開発銀行又は日本

輸出入銀行が発行する債券の利子

に対する所得税の免除に関する法

律案に付する所得税の免除に関する

法律(昭和二十六年法律第百七

四号)を削除する。

第三十五条中「法人税法」を

「法人税法(昭和二十六年法律第

一百二十六号)」の一部を次のよう

に改訂する。

第三十条第七項第七号中「富裕

税」を削除する。

13 地方税法(昭和二十五年法律第

一百二十六号)の一部を次のよう

に改訂する。

第三十三条第七項第七号中「富裕

税」を削除する。

14 昭和二十七年分以前の富裕税

法(昭和二十三年法律第百七十七号)

に改訂する。

四条第二項 改正前の租税特別措

置法第八条 改正前の災害被災者

に対する租税の減免、微取扱子等

に関する法律第七条から第十条ま

で、改正前の日本国とアメリカ合

衆国との間の安全保障法(第三条

に基く行政協定の実施に伴う所得

税法等の臨時特別に関する法律第

六条及び改正前の税理士法(第三十

五条の規定による法律)の施行後、

なま、その効力を有する。

15 国際復興開発銀行からの外債の受

入について日本開発銀行又は日本

輸出入銀行が発行する債券の利子

に対する所得税の免除に関する法

律案に付する所得税の免除に関する

法律(昭和二十六年法律第百七

四号)を削除する。

第一項の規定により政令で金額を定める場合には、同項の規定により閉鎖機関の保有する財産を当該閉鎖機関の在外債務の総額に応えることとなるないようにしてなければならない。

補設する事の如きの事項のうち、  
被立たなかつた部分の金額に達するま  
での財産を保留した後でなければ  
を「大藏大臣の承認を得た後でなけ  
れば」に改め、同条第四項中「前三  
項」を前二項に改め、同条第五項  
及び第六項を次のように改め、同条  
第一項を削る。

それぞれに改め、同表第三項中「前項の規定により留保し財産が在外債務の総額を確実に弁済するに足りる額に満たなかつた場合はにおいては、同項(左前項)二、「大臣大臣の承認を得て、当該財産のうちからその

額に相当する本邦内に在る財團債務を除くを、その他の場合において当該開港場関につき政令で一定の金額を定めたときはその金額に相当する本邦内に係る財團債務を除く。又、大蔵大臣の承認を得て、そ

く。のうち本邦内に在る財産以外のもの（以下在外資産といふ。）の総額をこえる場合にはその超過額（当該閉鎖機関につき政令で一定の金額を定めたときは、その金額を加算した

機関以外の閉鎖機関で、<sup>（閉鎖機</sup>間のうちに、「大藏大臣の承認を得て、当該在外債務の總額を確實に弁済するに足りる金額に達するまで  
の財産を」<sup>（）</sup>当該在外債務の總額が當該閉鎖機関の財産（債務を除

七十四号) の一部を次のように改正する。

支書の意見は、(1) 本会社の設立許可書の範囲に従つて新会社設立許可書の範囲を、以下計画案といふ。を作成し、これについて株主総会の決議を経なければならない。

概要については、その発行済株式の総数の十分の一以上に当る株式を有する株主は、当該幾回の株主に対し新たに払込又は出資をさせないで株式を引き受けさせることにより当該機関の本邦に在る時産（第十九条第一項）に規定する開業（第十九条第二項）によれば、在本邦に開業するには、日本から三月以内に中止せしめられることは、その結果として、持株會員は、前項の規定によると承認せらるべきである。その承認の手続があつたときより、その承認に際して大蔵大臣の指定する日下記賃雇津洋（とよ）以後当該請負機関の債務大蔵大臣の指定するものと除む。その弁済を停止し、又の意思のあつた旨から三月以内に中止せしめられることは、その結果として、

五　その他の規定事項  
第十九条の三　第十九条の二十一  
し、以下第十九条の七までを十八  
すつ繰り下げ、第十九条の二の次  
すつ繰り下げ、第十九条の二の次  
次の十八条を加える。  
十九条の三　株式会社へこれと同  
種の外園会社を含む。である開墾  
第一項の規定による申立があつた  
ときは、運送なく大蔵大臣にその  
旨を報告するとともに、新会社の  
設立手続の開始の承認を求めるなけ

前項の書面（以下申立書といふ）には、左の事項を記載しなければならない。  
一 中立人の氏名又は名称及び住所  
所  
新公社二、第十  
六場合には、新公社二、第十九条の六中「大蔵大臣」を特  
別清算が終了した場合においては、  
大蔵大臣（閉鎖機関の新公社が成立  
を加える。  
本の五第一項に規定する場合を除  
ばならない。

第一項又は第二項中「三月三十日」を留保した後の財産に限る。)をもつて株式会社を設立すべきことを特種清算人に対して申し立てることができる。  
前項の申立ては、書面でしなけれ  
ばならぬ。

第十九条の第三第一項及び第六項中  
「ひに在外活動防護機関及び第十  
二項又は第十三項を」及び第十  
二項又は第十九条の三第一

第十九条の五 特殊清算人は、前項の株主総会の決議を求めるため、会員を定めて株主総会を招集しなければならない。

かわ新会法二種類十<sup>一</sup>（き財界人）  
の価値<sup>一</sup>。新会法の認定の日から一年間開  
十<sup>一</sup>、新会法の認定の日から一年間開  
の事業計画及び資金計画の概  
要<sup>一</sup>。

七、その他の新会社の定款に記載すべき事項  
八、設立の際における新会社の資本及び準備金の額  
九、新会社の設立の際に用意した機関

五 關東機関の株主に対して発行  
十六ヶ株式の額面無額面の別、  
種類及び放棄並びにその割当に關  
する事項

新会社の発行する株式の總数についての株主の新株引受け権の有無又は制限に関する事項及び特定期の第三者に与えることを定めたときは、これに関する事項

二 新公社が発行する株式の總数  
及<sup>ハ</sup>設立に際して発行する株式  
の總數、  
三 新公社が額面株式を発行する  
ときの、一株の金額、  
四 新公社の設立のときを定める

事項を定めなければならぬ。  
一、新会社の商号、目的、本店及  
び支店の所在地並びに公告の方

第十七条の七 標榜計算人は、前項の規定による認可を申請したときは、逓送局、開港機関に對して債権の本邦内に在る財産に限る。

第十九条の六 特殊清算人は、計画策定に依る第十九条の四第二項の性状公表の決議がうち六ときは、起業する当該計画策定会第五回に規定する書類を提出し、これを大蔵大臣に提出し、その認可を受

の午前零時における財産目録及び  
貸借文照表、指定日が付した額基準  
百までの取支計算書並びに債務の  
弁済及び残余財産の分配に関する  
一覽表をその主なる事務所に備え  
置き、株主の照覧に供しなければ

特殊清算人は、第三項の規定による公告をする場合には、計算書の外、閉鎖権闘の計算書並

する外、命令の定めるところにより、これらの事項を公告しなければならない。

前条第三項の株主総会の決議は、発行済株式の総数の二分の一以上に當る株式を有する株主の賛成

地において、株主総会を開催することができる。

前項の場合において、本邦外に本店を有する開墾機器については、他の法令又は規定にかかるらず、本邦内の主なる販賣所の所在地による、本企画会社を召集する。

を有する者、或は国内債権者とし、に對し、当該申請三係に計画書、委託書、新会社の設立する旨の書類、権が當該新会社に移転することについて異議があるときは、乃以降に事由を具して大蔵大臣に申し出るべき旨を公告し、且つ、知れることができない。

第十九条の五第五項の規定によれば、内債権者は、前項の期間が終了した後は、同項の異議を申し出ることができない。

第十九条の五第五項の規定によれば、第一項の規定による公告をする場合に、これを准用する。この場合において、第十九条の五第五項に係る「株主」とあるのは、「国内債権者」と読み取るべきであるものとする。

第十九条の八 大蔵大臣は、第十九条の六の規定による認可の申請が、あつた場合には、その申請に係る計画案が左に掲げる要件を備えてゐると認めるととき、前項第一項の期間の終過後、当該計画案を認可するものとする。

一 計画が法律の規定に違反していないこと。

二 計画が公正、衛平であり、且つ、遂行可能であること。

大蔵大臣は、前項の規定により計画案の認可をする場合において、銀錠開闢の国内債権者が前項の異議を申し出たときは、当該銀錠開闢をして、当該国内債権者につき弁済せしめ若しくは相当の賠償を供せしめ又は当該国内債権者に弁済を受けさせることを目的として但証会社若しくは信託

業務、皆が進行し相當の財産を負託せしものとて、且つ、計画案に所要の株式を加えて、認可するものとする。

前項の場合の外、大藏大臣は、前項の規定による計画案の認可が、次の規定による計画案の認可があるときは、適用することを定める。

第十九条の九 特殊清算人は、前項の規定による計画案の認可があるときは、清算人としてその旨を公告し、且つ、認可を受けた計画案を以下法定計画とし、これを主たる事務所に備え置き、利害關係人の閲覧を供しがなければならない。

第十九条の十 特殊清算人は、やむを得ない事由によつて法定計画に定期的である事項を変更する必要生じたときは、これを要變更して大藏大臣の認可を受けるなければならない。

第十九条の四 第二項から第四項まで及び第十九条の五から前条までの規定は、前項の場合に、これを準用する。

第十九条の十一 特殊清算人は、第十九条の八の規定による計画案の認可があつたときは、遅滞なく、緊急設立に關する商法（明治三十二年法律第四十九号）の規定に準じて決定計画の定め従つて新会社を設立しなければならない。又この場合においては、決定計画に定める特殊清算人が行う。

項に反して決議することはできない。  
第十一条の十四 新会社の設立の登記の申請書には、非証券事件手続法  
明治三十一年法律第十四号第百八十九条第一項の規定にからむ  
て、同項第一号及び第七号から第十号までに掲げた書類の外、第十一  
九条までに掲げた書類による規定によることとする。ただし、  
大名の八規定期による規定によることとする。ただし、  
る書類を添附しなければならない。

第十九条の十四 新会社が成立した  
場合には、他の法令の規定にからむ  
らず、その成立のときにおいて  
二、決算計算書一定の範囲、開設機  
関の権利義務等、新会社に移転  
し、開設機関の株主は、新会社の  
株主となる。

開設機関の株式を目的とする質  
権、開設機関の株主が、決算計  
算の定期に受けたる金銭及び  
新会社の株式の上に存在する  
記載、且つ、その氏名又は姓に  
有する者は、新会社に就て、前項  
の株主の受けたる新会社の株券  
の出資を請求することができる。  
第十九条の十五 開設機関の特殊清  
算事務は、新会社が成立の日におい  
て終るものとする。

第十九条の十六 特殊清算人は、新  
会社が設立してから五年、通常な  
く、大體六年にその旨を報告しな  
ければならない。

けの場合、この限りでない。  
本組合に与する公正取引委員会の  
認可後、その者が監理様式を子す  
や否に処分することを本件として  
ければならない。

第二十一条第二項中前項を第一  
項に改め、同表第一項の次に次  
二項を加え。

第二十二条第一項に規定する譲  
機関のうちには、特許権其の目的  
である債務者に係る債務をも  
うけ、弁済し、及早に該債務を了  
り異議をもつて債務者に付帯の債務  
との地位確定の債務者とする、  
或は因定めの方法を必要と  
財産を別除する後において、在外  
債務の機関は在外資本の起業と  
する場合にはその組合員當該組合  
機関につき同項に規定する攻守で  
定める金額があるときは、その金額  
を加算して額と相当する範囲内に  
在る財産、債務を除する。ただし、その  
他の場合は、当該組合機関につ  
つき同項に規定する攻守で定める  
金額があるときは、その金額と  
相當する範囲内に在る財産、債務  
を除する。大抵大半の承認と相  
反して、それぞれ留保した後でな  
れば、前項の規定による指定の解除  
をすることができない。

第二十三条第一項中「清算状況」  
規定期の下に「清算前第二項の  
規定による財産を留保した後でな  
れば、前項の規定による指定の解除  
をすることができない」

第二十四条の第四項中「本邦内に  
本店又は主要な事務所を有する組合  
機関を、一外国法人でない、別表規則

に改め、「有限公司である機関にまつては社員總会」を削り、同条第二項中、前項の特殊清算人であつて著主又は第一項の指定解除機関の特殊清算人であつて著主である者に改め、「社員總会」を削り、同条第三項中「大成会」を削り、同条第三項中「大成会」を削り、同条第四項に後段として次のように加える。  
この場合において、本邦外に本店又は主たる事務所を有する指定解除機関については、當該指定解除機関の本邦内の主たる営業所の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。  
第二十一条の四第一項の次に次の二項を加える。  
第十九条の五第二項の規定は、前項の場合に、これを適用する。  
この場合において、第十九条の五第三項中「本邦外に本店を有する閉鎖機関」とあるのは、「本邦外に本店又は主たる事務所を有する指定解除機関」と、「株主總会」とあるのは、「株主總会又は監査会」と読みえるものとする。  
第二十一条の四に次の二項を加える。  
外國会社である閉鎖機関について第二十条第一項の規定による指定の解除があつたときは、當該指定解除機関は、当該解除の日において商法第四百八十五条第一項の規定によると清算開始の命令があつたものとみなす。  
前項の場合において、同項の指定期限内に本邦外に本店又は主たる事務所を有する機関にまつては社員總会」を削り、「社員總会」を削り、同条第三項中「大成会」を削り、同条第四項に後段として次のように加える。

における特殊清算人であつた者は、過渡する裁判所に対する清算は、人の選任を請求しなければならない。第五項の規定は、前項の場合に、これを准用する。

第二十条の七の次に次の二条を加える。

第二十一条の八 指定解除機関が株式会社である場合は、商法第三百四十三条に定める決議により会社を解散することができる。

第二十二条中「破産法」の下に「大正十一年法律第七十一号」を加える。

第三十四条の二の次に次の二条を加える。

第二十四条の三 第二十条の八の規定により解散する会社は、法人税法(昭和二十一年法律第八号)の適用又は地方税法(昭和二十五年法律第二百七十七号)による事業税を課する場合における同法の適用については、解散がなかつたものとみなし、且つ、法人税法第七条又は地方税法第七百四十四条第二項の規定にかかるらず、第一条の規定による指定があつた日の翌日から該年度終了する事業年度開始の日からその指定があつた日までの期間、その間をそれぞれ一事業年度とみなす。

前項の会社の第一条の規定による指定があつた日の翌日から該年度の決議をした日までの期間及びその決議をした日の翌日から当該翌日までの期間をそれぞれ一事業年度とみなす。

の法人税については、法人税法第二項、第十九条又は法人税法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第七十一条）による改正前の法人税法（昭和二十一年二月三日法律第二十二条）の規定は、これを適用しない。

第二十四条の四 第十九条第一項、第二項、第三項の規定に依る計算結果後又は第二十条第一項の規定による指定の解除後における処理に關し必要な事項は、別に法律でこれを定める。

第二十九条第一項第三号中「第二項から第三項まで」と「第一項又は第二項」を改め、同項第四号中「第十九条の七」を「第二十九条の二十五」に改める。

附 則

一 この法律は、公布の日から施行する。この法律施行前にした行為に付する罰則の適用については、なお従前の例による。

二 附録機関に關する政令（昭和二十三年政令第二百六十四号）の一部を次の特例に依する政令（昭和二十三年政令第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

本則中「第十九条の四」を「第九条の二十二」に改め、「特殊清算人」が成立したときは、その設立の登記をした日から二月以内に加えらる。

特定在外活動附録機関等の引当財産の管理に關する政令（昭和二十一年二月三日法律第二十二条）の下に「附録機関の新会社」が成立したときは、その設立の登記をした日から二月以内に加えらる。

十五年政令第三百六十九号)の一部を次のとおりに改正する。  
題名中「特定在外活動閉鎖機関等」を「閉鎖機関」に改める。  
第二条中「特定在外活動閉鎖機関及び准在外活動閉鎖機関の特種清算結了後における」を「閉鎖機関」に改める。  
令昭和二十二年勅令第七十四号。以下「令」という。  
第一項に規定する閉鎖機関の特殊清算結了後における指定の解除後におけるに改めるとする。  
第二条が次のとおりに改める。  
(定義)  
第三条 この政令において「引当財産」とは、令第十九条第一項に規定する閉鎖機関が、尙ほ又は令第十九条の三第一項若しくは令第二十条第二項の規定により保した財産をいふ。  
第四条第一項中「特定在外活動機関等」を「引当財産を有する閉鎖機関等」に、「第十九条の四」を「第十九条の二十二」に改め、「特殊清算結了」の登記(当該閉鎖機関について登記がないときは、同条の規定による公告)を加え、「第十九条の三」を「第十九条の二十一」に改め、「当該閉鎖機関の指定の解除による登記による公告」を加え、「重要書類」を削り、同条第二項に次のように改める。

結した場合（閉鎖機関の新会社が成立した場合を除く。）によつては、閉鎖機関の帳簿等並びに該機関の営業若しくは事業費並びに特殊清算に関する重要な書類は、管理人が保存する。

第六条を次のように改める。

（管理の方法）

第六条 管理人は、第四条第二項の規定による引当財産の引戻しを受けた後遅滞なく、引当財産の管理の方法について、大蔵大臣の承認を受けなければならぬ。

第九条中「特定在外活動閉鎖機関等に於ける閉鎖機関に於ける」を削除する。

第十一条中「第十九条の四」、「第十九条の二十二」に改め、「告をした日」の下に「又は第十条第三項の規定による告示した日」を加える。

5 閉鎖機関の所有する在外証券等の処理に関する政令（昭和二十五年政令第三百五十一号）の一部を次のように改める。

第二条第一項中「法務府令」を「法務省令」に改める。

第三条第一項中「法務總裁」を「法務大臣」に改め、同条第二項「閉鎖機関委員会の主まるる事務所」（該特殊清算人が閉鎖機関整理委員会以外の者であるとき）を「當該閉鎖機関の本店」を「そのような事務所」に改める。







において、当該処分のあつた  
日以前三十日内に当該会社の  
取締役であつた者で当該会社  
がその取消処分を受けた日か  
ら五年を経過するまでのもの  
二 第五十九条の規定により解  
任を命ぜられた役員のその処  
分を受けた日から五年を経過  
するまでのもの

ホ 第百八十七条の規定による  
裁判所の命令を受けた後一年  
を経過するまでの者  
第三十一条に次の一項を加える。  
前項第三号の資産の合計金額及  
び負債の合計金額は、政令で定め  
るところにより計算しなければな  
らない。

「第三十二条第一項中「運送なく」を削  
除する。」  
第三十三条第二項に接として次  
のようすに加える。  
この場合において、同条第五項  
中「その登記」とあるのは、「當  
營業所の登録」と読み替えるもの  
とする。

第三十六条中「第三十一条」の下に  
「第一項」を加え、「第四項」を「第二  
項」に改める。

第三十七条中「証券業者は、」の下  
に「第二十九条(第三十二条第三項)  
において准用する場合を含む。以下同  
じ。」の規定により登録を受けた各  
業所又は代理店において「を加

第三回に「第ニの設営法」の如きは、當業者に於て始めて、理店ある場合に改められることである。

第49条の改正による取扱いは、第50条の規定によるものとする。

五条の二  
四条第一項  
第五号  
の三と同  
様に、有  
りて、引  
き出しが  
は過当な  
に若しく  
て行う有  
るが、他  
の時価に  
下らない  
ことが可  
能で、保  
証金は、  
の金額は、  
つにより、  
乗したた  
くべきだ  
るが、該  
顧客から  
の時価に  
引その他  
について、  
は、當該  
場合又は、  
は、該該  
項第五号  
第一項七  
項第五号  
第二項中  
ことを知

「第一  
方至第六  
年号」に  
かり、同  
の二と  
員の同意  
書面」を  
なし。  
印伝をな  
血証券の  
受け」に

改め、「な有価紙証券」  
の「顧客」を「融資」に  
「託す」を除くこと。  
顧客から「預けている」  
部を返却すること。  
第五十  
二 住  
第五十一  
證券業者  
の營業所  
改め、「部若しく  
第六十二  
する役員  
第三号又  
る。  
三 九  
第六十三  
号乃至  
至半は  
第七十  
第八  
証  
認さ  
なら  
に証  
けれ  
証  
称の  
れる此  
一大破  
第八

二項中「大蔵省登録官簿に於ける下に、あることをなし若しくは有価証券の名前を記入する」を改める。二項第一項中「前記」という文字を用いる。二項第二号中「その代理店の登録記入」を「その営業所の登録記入」に改める。

は預託に預託の預金、此を受けるは一  
次のよ  
うな名  
「その  
他の  
「歎」に  
業の全  
において  
る。  
る。うち  
用いな  
めること  
めること  
第一号イカ  
に改め  
る。  
る。うち  
用いな  
めること  
めること  
その名  
ると誤  
いては

第八十 次のよう 第八十三 項の規 第八十二 定める書  
次のように場合の各号に該する。左に掲げた登録申請書は、本件の登録申請書である。

10. The following table shows the number of hours worked by 1000 workers in a certain industry.



昭和二十八年七月二十五日  
衆議院会議録第二十八号 砂糖酒税法の一部を改正する法律案外六件

第一百八十九条第一項中「主要株主」の下に「自己又は他人（仮設人を含む）の名義を以て発行済株式の総数又は出資の総額の百分の十以上の株式又は出資を有している株主又は出资者をいう（以下同じ）」を加える。

第一百九十三条の二第三項の次に次の一項を加える。

大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要な適切であると認めたときは、第一項の監査証明を行つた公認会計士に対し、参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

第一百九十七条中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とする。

第一百九十八条中「三万円」を「十万円」に改める。

第一百九十九条中「取引所を「証券取引所」に、「三万円」を「十万円」に改め、同条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とする。

二 第八十六条第二項の規定に違反したとき

第三号を第四号とし、第二号の次に第一号を加える。

二 第八十六条第二項の規定に違反したとき

三百五十二条中「三万円」を「十万円」に改める。

三百五十三条中「十万円」を「三十万円」に改める。

三百五十四条中「一百七十六条」を「第六十六条」を「第六十六条 第八十九条 第八十六条 第四項」に改める。

三百五十五条中「二万円」を「三万円」に改める。

四に改め、同条第一号中「第十三条第五項」を「第四条第三項、第十一号」に改め、二二十七条五条第一項若しくは第三項において「適用する場合を含む」とある。同条第二号を次のように改める。

五条第一項若しくは第三項（百十一条第一項において「適用する場合を含む」）、「第三十条第四項」を「第二十一条第一項若しくは第三項（百十一条第一項において「適用する場合を含む」）」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 第六条（第十二条において「誰用する場合を含む」）の規定による届出書類の文を提出せず、又は虚偽の記載をした届出書類の文を提出した者は

二の二 第二十四条第一項若しくは第二項若しくは第三項（百十一条第一項において「適用する場合を含む」）の規定による届出をせず、又は虚偽の記載をした届出をしたとき

三 削除

三百五十二条中「又は第百十一条第一項」を削り、同条第五号を次のように改める。

五 第百十一条の規定による命令に違反したとき

三百五十二条中「又は第百十一条第一項」を「第百四十四条第一項」に改め、同条第五号中「第百十一条」を「第百二十二条」に改め。

二 第二百六条第六号中「第百十四条第一項」を「第百二十二条」に改め。

三 改正前の証券取引法（以下「旧法」という。第三条第九項に規定する証券業者（株式会社であるもの）を除く。）は、新法第三十二条第一項第六号の規定による届出をせよ」と、新法第六十二条第一号及び第三号中「取締役」とあるのは「会社の業務執行社員」とする。

四 附則

この法律施行の際旧法第八十一条第二項の規定による登録がされた者による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者は、この法律施行の日から起算して三月を超えない範囲内において改正を定める日から施行する。

五 附則

この法律施行の際旧法第八十一条第二項の規定による登録がされた者による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出する場合は、この法律施行の際旧法第八十一条第二項の規定による大蔵大臣の免許を受け設立された证券取扱所とみなす。この法律施行の際旧法第八十一条第二項の規定による登録がされた者による報告書を提出する場合は、この法律施行後は、前項の規定による場合の外、当該届出が効力を生じたため提出すべき新法第二十四条の規定による報告書は、提出することを要しない。

10 この法律施行前にし、行為に付する罰則の適用については、なお従前の例による。

11 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第二百四十九号）の一部を次のよう改定する。

第四百四十七号及び第十一条第二千九百一「登録し」を「設立」を免許し」と改める。

証券取引法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。

昭和二十八年七月二十四日  
内閣提出 参議院議長 河井彌八  
衆議院議長 岩田良輔

証券取引法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。

会社以下「委託会社」という。）を「委託会社」に改め同条第二項中資本の金額を資本の額に改める。

第五条は次の二項を加える。

7 元本の追加信託をすることがで

きる証券投資信託の受益証券は、

前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載したものでなければならぬ。

一 追加信託をなすことができる元本の限度額

二 当該受益証券が追加信託に係るものであるときは、その発行の際までに追加信託をしなし信託の元本の額及び受益証券の総口数

第三章の標題中「登録」を「免許」に改める。

第六条は次の二項を加える。

8 免許の申請

第六条 委託会社となるうとする会

社は、左に掲げる事項を記載した

免許申請書を大蔵大臣の免許を受けなければならぬ。

第一項は次の二項を加える。

9 免許の申請

第六条 委託会社となるうとする会

社は、大蔵大臣の免許を受けなければならぬ。

第一項は次の二項を加える。

10 免許の申請

第六条 委託会社となるうとする会

社は、左に掲げる事項を記載した

免許申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

第一項は次の二項を加える。

11 免許の申請

第六条 委託会社となるうとする会

社は、左に掲げる事項を記載した

免許申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

第一項は次の二項を加える。

12 免許の申請

第六条 委託会社となるうとする会

社は、左に掲げる事項を記載した

免許申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

第一項は次の二項を加える。

13 免許の申請

第六条 委託会社となるうとする会

社は、左に掲げる事項を記載した

第七条を削り、第八条及び第九条を次のように改める。

（免許基準）

第七条 大蔵大臣は、前条第二項の規定による免許の申請があつた場合において、その申請が第一号及び第二号に適合するかどうか審査しなければならない。

一 免許申請者の人的構成及び有価証券への投資の経験及び能力並びに証券市場の状況等に照らし、当該免許申請者が証券投資の業務の収支の見込が良好であること。

二 免許申請者の委託者としての業務を行なうことにつき十分な適格性を有する者であること。

三 免許申請者が同法第三十九条第一号から第三号までを「第六条第二項第二号」に改め、同条第二項中「左に掲げる書類」を「当該変更を証する書面その他の大蔵省令で定める書類」に改め、同項各号を削り、同項を第九条とする。

九条の規定により登録を取り消され、取消の日から五年を経過するまでの会社であるとき。

四 免許申請者がその取締役のうちイからニまでの一に該当する者のある会社であるとき。

五 免許申請者がその取締役のうちイからニまでの一に該当する者であるとき。

六 大蔵大臣が、第六条第一項の規定による免許を与えることとし又は免許申請者に通知しない場合においては、違法なくその旨を書面をもつて免許申請者に通知しなければならない。

七 この場合において、免許を与えないと認められた場合は、その理由を示さなければならぬ。

八 委託会社が第二十二条第一項若しくは第二十三条第二項第一号から第三号までを「第六条第二項第二号」に改め、同条第二項中「左に掲げる書類」を「当該変更を証する書面その他の大蔵省令で定める書類」に改め、同項各号を削り、同項を第九条とする。

九 この場合において、その免許を与えないと認められた場合は、その理由を示さなければならぬ。

十 第十条及び第十一条削除

第十一条第一項中「貸付」の下に「（コールローンを除く）」を加える。

第十二条第一項中第二十二条の前に次の二条を加える。

（役員の兼任制限）

第十三条第一項第二号又

は証券取引法第五十九条の規定

により解任を命ぜられた取

締役で当該処分のあつた日か

ら五年を経過するまでのもの

に処せられ、その刑の執行を終

つゝ後又は執行を受けることが

ないこととなつた日から五年

を経過するまでの会社であるとき。

一 免許申請者がこの法律又は証券取引法の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終

つゝ後又は執行を受けることが

ないこととなつた日から五年

を経過するまでのものであるとき。

二 免許申請者がこの法律又は証券取引法の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終

つゝ後又は執行を受けることが

ないこととなつた日から五年

を経過するまでのものであるとき。

三 免許申請者がこの法律又は証券取引法の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終

つゝ後又は執行を受けることが

ないこととなつた日から五年

を経過するまでのものであるとき。

四 免許申請者がこの法律又は証券取引法の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終

つゝ後又は執行を受けることが

ないこととなつた日から五年

場合において、その免許を与えることが適当でないと認めるときは、免許申請者に通知して、当該職員をして審問を行わせなければならない。

五 大蔵大臣が、第六条第一項の規定による免許を与えることとし又は免許申請者に通知しない場合においては、違法なくその旨を書面をもつて免許申請者に通知しなければならない。

六 大蔵大臣が、第六条第一項の規定による免許を与えることとし又は免許申請者に通知しない場合においては、違法なくその旨を書面をもつて免許申請者に通知しなければならない。

七 大蔵大臣が、第六条第一項の規定による免許を与えることとし又は免許申請者に通知しない場合においては、違法なくその旨を書面をもつて免許申請者に通知しなければならない。

八 大蔵大臣が、第六条第一項の規定による免許を与えることとし又は免許申請者に通知しない場合においては、違法なくその旨を書面をもつて免許申請者に通知しなければならない。

九 大蔵大臣が、第六条第一項の規定による免許を与えることとし又は免許申請者に通知しない場合においては、違法なくその旨を書面をもつて免許申請者に通知しなければならない。

一〇 大蔵大臣が、第六条第一項の規定による免許を与えることとし又は免許申請者に通知しない場合においては、違法なくその旨を書面をもつて免許申請者に通知しなければならない。

一一 大蔵大臣が、第六条第一項の規定による免許を与えることとし又は免許申請者に通知しない場合においては、違法なくその旨を書面をもつて免許申請者に通知しなければならない。

一二 大蔵大臣が、第六条第一項の規定による免許を与えることとし又は免許申請者に通知しない場合においては、違法なくその旨を書面をもつて免許申請者に通知しなければならない。

一三 大蔵大臣が、第六条第一項の規定による免許を与えることとし又は免許申請者に通知しない場合においては、違法なくその旨を書面をもつて免許申請者に通知しなければならない。

一四 大蔵大臣が、第六条第一項の規定による免許を与えることとし又は免許申請者に通知しない場合においては、違法なくその旨を書面をもつて免許申請者に通知しなければならない。

一五 大蔵大臣が、第六条第一項の規定による免許を与えることとし又は免許申請者に通知しない場合においては、違法なくその旨を書面をもつて免許申請者に通知しなければならない。

一六 大蔵大臣が、第六条第一項の規定による免許を与えることとし又は免許申請者に通知しない場合においては、違法なくその旨を書面をもつて免許申請者に通知しなければならない。

一七 大蔵大臣が、第六条第一項の規定による免許を与えることとし又は免許申請者に通知しない場合においては、違法なくその旨を書面をもつて免許申請者に通知しなければならない。

一八 大蔵大臣が、第六条第一項の規定による免許を与えることとし又は免許申請者に通知しない場合においては、違法なくその旨を書面をもつて免許申請者に通知しなければならない。

一九 大蔵大臣が、第六条第一項の規定による免許を与えることとし又は免許申請者に通知しない場合においては、違法なくその旨を書面をもつて免許申請者に通知しなければならない。

二〇 大蔵大臣が、第六条第一項の規定による免許を与えることとし又は免許申請者に通知しない場合においては、違法なくその旨を書面をもつて免許申請者に通知しなければならない。

二一 大蔵大臣が、第六条第一項の規定による免許を与えることとし又は免許申請者に通知しない場合においては、違法なくその旨を書面をもつて免許申請者に通知しなければならない。

二二 大蔵大臣が、第六条第一項の規定による免許を与えることとし又は免許申請者に通知しない場合においては、違法なくその旨を書面をもつて免許申請者に通知しなければならない。

二三 大蔵大臣が、第六条第一項の規定による免許を与えることとし又は免許申請者に通知しない場合においては、違法なくその旨を書面をもつて免許申請者に通知しなければならない。

二四 大蔵大臣が、第六条第一項の規定による免許を与えることとし又は免許申請者に通知しない場合においては、違法なくその旨を書面をもつて免許申請者に通知しなければならない。

二五 大蔵大臣が、第六条第一項の規定による免許を与えることとし又は免許申請者に通知しない場合においては、違法なくその旨を書面をもつて免許申請者に通知しなければならない。

二六 大蔵大臣が、第六条第一項の規定による免許を与えることとし又は免許申請者に通知しない場合においては、違法なくその旨を書面をもつて免許申請者に通知しなければならない。

二七 大蔵大臣が、第六条第一項の規定による免許を与えることとし又は免許申請者に通知しない場合においては、違法なくその旨を書面をもつて免許申請者に通知しなければならない。

二八 大蔵大臣が、第六条第一項の規定による免許を与えることとし又は免許申請者に通知しない場合においては、違法なくその旨を書面をもつて免許申請者に通知しなければならない。

二九 大蔵大臣が、第六条第一項の規定による免許を与えることとし又は免許申請者に通知しない場合においては、違法なくその旨を書面をもつて免許申請者に通知しなければならない。

三〇 大蔵大臣が、第六条第一項の規定による免許を与えることとし又は免許申請者に通知しない場合においては、違法なくその旨を書面をもつて免許申請者に通知しなければならない。

三一 大蔵大臣が、第六条第一項の規定による免許を与えることとし又は免許申請者に通知しない場合においては、違法なくその旨を書面をもつて免許申請者に通知しなければならない。

三二 大蔵大臣が、第六条第一項の規定による免許を与えることとし又は免許申請者に通知しない場合においては、違法なくその旨を書面をもつて免許申請者に通知しなければならない。

三三 大蔵大臣が、第六条第一項の規定による免許を与えることとし又は免許申請者に通知しない場合においては、違法なくその旨を書面をもつて免許申請者に通知しなければならない。

三四 大蔵大臣が、第六条第一項の規定による免許を与えることとし又は免許申請者に通知しない場合においては、違法なくその旨を書面をもつて免許申請者に通知しなければならない。

三五 大蔵大臣が、第六条第一項の規定による免許を与えることとし又は免許申請者に通知しない場合においては、違法なくその旨を書面をもつて免許申請者に通知しなければならない。

二 第七条第二項第一号から第三号までの二に該当することとなつたとき。

二 免許登時第七条第二項第二号から第三号までの二に該当していいたことを発見したとき。

一 第二十二条第二項から第四項までを次のように改める。

二 大蔵大臣は、前項の規定によつて免許を取り消した場合においては、逓滞なくその旨及びその理由を書面をもつて委託会社に通知しなければならぬ。

その同意を得て他の委託会社に引き継ぐことを命ずる二と。

ハ、当該委託会社の免許の取消をすること。

第二十三条第一項第二号中「法令若しくは信託契約に違反し、又はその取締役が法令に違反した場合」を、「この法律並若しくは信託契約に違反し又はその取締役がこの法律等に違反し上掲合意に改め、「違反行為をしてした取締役の下に」に、その取締役が第七条第三項第四号イからニまでの

であると言めるときは、当該委託会社又は受託会社に対し、大蔵大臣があらかじめ当該信託契約に係る受託会社又は委託会社及び他の委託会社又は受託会社の同意を得た上、当該信託契約に関する権利をその同意を得た他の委託会社又は受託会社に引き継ぐことを命令することができる。

5  
てしたしないものとすべき。  
規定による旨託契約の存続の承認  
について准用する。この場合において、  
同条第二項中「免許申請者」と読み  
とあるのは、「承認申請者」と読み  
替えるものとする。  
第二十五条の次に次の二条を加え  
る。  
（免許及び認可の失効）  
第二十五条の二 委託会社が、この  
法律の規定による免許を受けた日  
から六月以内に証券投資委託の委

二号を同条第二号とし、以下同条第  
四号までを一号ずつ繰り上げ、同条  
に第四号として次のように加える。  
四 第二十条の二の規定に違反し  
て、承認を受けない他の会社  
の常務に従事し、又は事業を營  
んだとき。

第三十二条第五号を削り、同条第  
六号中「第二号」を「第一号又は二  
号」に改め、同号を同条第五号とし、同  
号第七号を同条第六号とし、同号の  
次に次の一号を加える。

第二十一条の四 委託会社が合併の決議をした場合には、一部の譲渡若しくは譲受する業務以外の業務を兼ねて、付託契約に関する業務であるときは、商法（明治三十二年法律第四十八号）第一百六十九条第一項に規定する一定の期間は、同項但書の規定にからむらず、二ヶ月まで短縮することができる。

第二十一条の四第一項に規定する一定の期間は、合併による株式併合の場合における商法第三百七十七条第一項第一項に規定する一定の期間について適用する。

第二十一条の四第一項に規定する一定の期間は、受託会社を、受託会社若しくはこれらの会社である者に、委託会社の財産を託す他の業務を託す場合に、受託会社若しくは委託会社の債務若しくは委託会社の資本若しくは社員若しくはそれらの公会社である者の証券投資信託に係る業務に改める。

第二十二条第一項各号別記以外の部分中「登録主」を「免許に改め、同条第一項各号を次のように改める。

第二十三条第一項第一号を次のよう  
に改める。

一 委託会社がこの法律若しくは  
証券取引法若しくはこれらの方  
律に基く命令(以下「この法律等  
等」と総称する)、この法律等  
に基いてする行政官庁の処分若  
しくは信託契約に違反した場  
合、その資産内容が不良となつ  
た場合又はその指図が適正を失  
くため信託財産に重大な損失を  
生ぜしめた場合において、公益  
又は投資者保護のため適當であ  
ると認めるとき(以下「左に掲げる  
処分」)

イ 新たな信託契約の締結又は  
現に存する信託契約について  
の元本の追加信託をしては不  
らない旨を命ずること。

ロ 現に存する信託契約に基く  
信託契約の解約若しくは当該  
信託契約の変更を命じ、又は  
大蔵大臣があらかじめ当該信  
託契約に係る受託会社及び他  
の委託会社の同意を得て上、  
当該信託契約に関する業務を

一に該当することとなり、若しくは免許当時同号イから三までの二に該当しないことを発見しに場合においては、その取締役を加え、同条第三項を次のよう に改めること。

二 大蔵大臣は、前項の規定による処分をした場合においては、逕瀝なくその旨及びその理由を書面にて、もつてその処分を受けた委託会社並びに受託会社に通知ししなければならない。

三 大蔵大臣は、第一項第二号ロの規定により信託契約に関する業務の引継ぎをした場合においては、逕瀝なくその旨を受託会社及びこの用紙を受ける委託会社に通知しなければならない。

第二十三条の二 大蔵大臣は、委託会社又は受託会社が第一号又は第二号に該当することとなる場合においては、当該委託会社又は受託会社に係る信託契約の存続が公益又は投資者保護のため必要且つ適当である。

第二十三条の三の二 大蔵大臣は、委託会社が第一号又は第二号に該当することとなる場合においては、当該委託会社又は受託会社に係る信託契約の存続が公益又は投資者保護のため必要且つ適當である。

2 証業務を営むことについての認  
可を取り消されること。

大蔵大臣は、前項の同意を得られない場合には、同項に規定する当該証券会社に対する旨、当該証券会社が前項第一号に該当することとなる虞れがあること及び次項の規定による申請の期限を通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた証券会社は、当該通知に係る期限までに、信託契約の存続の承認の申請をすることができる。

4 大蔵大臣は、前項の申請があつた場合においては、第二十二条第一項又は前項第一項第一号への規定により当該証券会社の免許を取り消した日以後、当該信託契約の存續期間その他につき条件を附して、当該信託契約を存続させることを承認することができ。この場合において、当該証券会社であつた者は、その業務の執行の範囲内において、第六条第一項の規定による免許を取り消されることは、認められないこととする。

2 証者とならないときは、その免許者は、効力を失う。  
3 委託会社がむきの法律の規定による認可を受けた日から六月以内にその認可を受けた事項を実行しないときは、その認可是、効力を失う。  
3 やむを得ない事由がある場合において、あらかじめ大蔵大臣の承認を受けたときは、前二項の規定は、適用しない。  
第二十六条第一項第一号を次のように改める。  
一 委託会社が第二十二条第一項又は第二十三条第一号への規定により免許を取り消されたとき。  
第二十六条第二項第一号中「第二十二条第一項」を「第三十三条の二第一項」に改め、「記録をとったとき」の下に「又は同条第四項の規定により信託契約の存続の承認を受けたとき」を加え、同項第三号中「登録の申請をして当該登録を受けたとき」を「免許の申請をして当該免許を受けたとき」に改める。







第三十三系 第八条第一項の検査成績又は前条第三項の取扱について異議のある者は、その通知を受けた日から三十日以内に、農林大臣に対し、書面をもつて異議の申立てをすることができる。  
2. 農林大臣は、前項の申立てがなされたときは、その申立ての日から六十日以内に決定をし、これを申立て

議会を踏み  
2 農業機械化審議会は、前各号  
に掲げる事項につき意見を述べる  
外、森林大臣の請問に応じ、農業  
機械化に関する重要な事項を調査審  
議し、及びこれに關し必要と認め  
る事項を森林大臣に建議すること  
ができる。

農業機械化促進法案に対する修正案  
農業機械化促進法案に対する修正正  
農業機械化促進法案の一部を次の  
ようすに第一項中「肥培管理、」の下  
に「有害動植物の防除、家畜家きん  
の飼養管理」を加える。

第四条中「同は」の下に「農業を  
おもとする者若くは農機具を導入し又は其を加え  
第六条に次の二号を加える。  
四 農機具の修理施設の設置及  
運営

第四条 政府は、予算の範囲内において、都道府県に対し、左に掲げるふる野を補助することができる。

一 都道府県が有資本創設事業を行ふ場合等に対し、その有資本創設事業資金につき年次額に計算した利子相当額の全部又

第十二条 豊林大臣は、前条第一項の規定による検査の結果、同項の農機具が検査基準に適合していないと認めるときは、当該農機具についての合格の決定を取り消すことができる。

2 豊林大臣は、前項の取消しをしたときは、これを公示するとともに、当該農機具の依頼者にその旨を通達しなければならない。

格不格納を決定し、及び同様第一項の規定により期間を指定するとき。

改める。	海岸砂地帶農業 振興対策審議会	海岸砂地帶農業 振興対策審議会	海岸砂地帶農業 振興対策審議会
農業機械化審議会	八八年法律第 百四十七號	八九年法律第 百四十一號	八九年法律第 百四十一號
事項を調査する 農業機械化	に規定せらる る	に規定せらる る	に規定せらる る

農業振興臨時措置法（昭和二十一年二月二日）の規定によりその権限による事項を行ふこと。  
（二号）農業振興臨時措置法（昭和三十一年二月二日）の規定によりその権限による事項を行ふこと。  
（三号）進歩（昭和二十年法律第二百四十一号）及び農業機械化に関する重要事項を行ふこと。

農家に導入する事業をいい、「有資本農家創設事業資金」とは、有資本農家創設事業を行ふため、組合等が家畜を購入し、又は借り受けるのに要する資金をいう。(資金の融通のあつ旋)

該農機具を農林大臣の指定する場所に提出せしむることである。但所は提出せざるときは、必要な費用を支拂わなければならない。

**意見聽取**  
第十四条 農林大臣は、左の各項に掲げる場合においては、農業機械化審議会の意見を聞かなければならない。  
一 第七条第二項の規定により検査を実施する農機具の種類及び検査の時期を決定するとき。  
二 同条第三項の検査基準を指定するとき。  
三 第八条第一項の規定により合

1. この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない。

第三十四条第一項の表中

農業資材協議会	農業種苗法
農業資材協議会	び農業種苗法 に規定する種苗登録の手続 ともに農業種苗法 要事項を調査する

林ヶ都道府県に於し、前項全般を交付すること。

（定義）  
的とする。

第二条 この法律において「家畜」とは、牛、馬及び、羊をいい、「有畜農家創設事業」とは、農林大臣の定める有畜農家創設基準に従い都道府県が定めた有畜農家創設設計画に基き、農業協同組合その他の農業者の組織する政令で定める団体を（以下「組合等」という。）が家畜を

2 農林大臣は、前項の検査をする場合において、必要があると認めるとときは、その職員（非常勤職員を除く）が、同項の農機具について第七条第一項の検査を実施する。

に通知しなければならない。  
3 農林大臣は、前項の決定をする場合には、申立人に対し、あらかじめ、期日及び場所を通知して公開による聽聞を行ひ、その者又はその代理人が証拠を呈示し、意見を述べる機会を与えるなければならぬ。

及び法律に関する必要な事項に  
令で定める。  
委任事項

農林省設置法（昭和二十四年法律五百三十六号）の二部を次のよう  
に改正する。  
第四条中第三十六号の次に次の  
一号を加える。  
三十六の二 農業機械化促進法  
(昭和二十四年法律第一号)に

有畜農家の創設特別措置法  
(目的)

白香山集

1

8

2

1

官報 (另外)

は一部を補助するときのその補助に要する経費

たために貸し付ける家賃を購入するときのその購入代金につき年次別に計算して利子相当額の経費

きる補助金の額は、都道府県別、乳牛、役用牛、馬及び、羊、並びに年次別に、農林大臣が定める額の範囲内で組合等又は都道府県が家畜の購入又は併用に要した資金の百分の七十に相当する金額につき、政令の定めるところにより年五分の割合で計算しよ金額を限度とする。<sup>一</sup>

する農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫その他政企で定める金融機関又は有者農業創設設事業を行ふため農家に家畜の購入若しくは借受に要する資金を融資する組合等(以下「融資機関」といふ)と当該融資をすることによつて融資機関が受けた損失を補償する旨の契約を締結した者並行うときは、当該道府県に対し、その損失補償に要した額の二分の一に相当する金額を補助する。

2 前項の損失補償契約は、融資元本の償還期間到来後一年の範囲内

で政令で定める期間を経過してな元本又は利子、政令で定める延利子を含む。の全部又は二部が回収されなかつた場合におけるそ

の回収されなかつた金額を損失とし、融資機関ごとに、当該融資機関がしき融資ごとの融資元本(農家ごとに融資する強度)をもつては

当該融資の総額) のうち当該融資に係る右書農業創設事業資金の百分の七十をこえない金額についてその百分の三十に相当する金額をその損失補償の限度とするものに限る。

第一項の契約には、左の各号の事項を含まなければならぬ。  
一 融資機関は、当該契約により  
損失補償を受けた後も善良な管理者の注意をもつて当該融資に係る債権の回収に努めなければならない。  
二 融資機関は、当該契約により  
損失補償を受けた後に当該融資に係る債権の回収によって得た金額のうちから償還履行手続のため

に必要とした費用を絶除し、残額があるときは、これを當該融資について損失補償を受けない損失のてん補に充當しなお額があるときは、當該契約により都道府県から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を当該都道府県に納付しなければならないこと。

助金の交付を受けた都道府県は、  
融資機関から同条第三項第二号の  
契約事項による納付金を受けたと

要請の割合に応じて政府に納付し  
なければならない。

第六条第一項の契約を結んだ財團法人都市新規開発公團が、同条第三項各号の契約を結んだ財團法人都道府県と、に違反したときは、当該都道府県は、一部を交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還を命ずることがである。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

若しくは時価よりも低い対価で家畜の貸付を受けた者」に攻め、同条第八号中「又は飼育管理の委託

の委託を受けた者又は有畜耕農の普及を図るために無償若しくは時価よりも低い対価で家畜の貸付を受ける者」に改める。

〔最終号の附録に掲載〕

〔井出一太郎君登場〕

井出一太郎君　ただいま議題となりました。平野三郎君外十六名提出、農機械化促進法案、並びに農業農家創設特別措置法案について、さわめて簡略に御報告いたします。

まず、農業機械化促進法案について申し上げます。法案の主要なる内容とし

よしましては、農業機械化を促進するための有効なる措置となるべき園圃は都道府県の義務、農務等が共同利用に供する農機具の導入資金を国が確実に助ける義務、科学的試験研究機関を開拓的に助長する義務等、二、三の規定掲げておりますが、おもなるものがござります。

といたした点であります。第  
融資の相手方が単に農協等の  
限られておりましたものを、農

ます。第三点は、国が補助する種類に、新たに機具の修理施設運営を加えたことであります。つて、委員会といたしましての修正案並びに原案を議題とし

有高農家創設特別措置法案に  
申し上げます。

和二十七年度から、政府が有蓄  
を推進して参りましたことは、  
御承知の通りであります。しかし  
、かかる重要な蓄産行政を単  
に改善措置にこだわるべきでなく、

でないと考えられますので、安堵金的対策として、ここに本法提出と相なつたのであります。本法案の内容につきまして主に、一、国が有償を申し上げますと、二、國が有償で事業に必要な資金の融通を以て、三、國が家畜等の改良に努めること、四、都道府県について利子補給を助成すること、五、国有家畜の繁殖を奨励すること、六、国有家畜の繁殖を奨励すること、七、国有家畜の繁殖を奨励すること、八、国有家畜の繁殖を奨励すること、九、国有家畜の繁殖を奨励すること、十、国有家畜の繁殖を奨励すること、十一、国有家畜の繁殖を奨励すること、十二、国有家畜の繁殖を奨励すること、十三、国有家畜の繁殖を奨励すること、十四の兩日にわたり質疑を行ひますが、本法案はわが國畜産行政上



ることができない事態に處することができる弾力性を与えるものとする。

(予算の作成及び提出)

第三十九条の二 日本国鉄道は、

毎事業年度の予算を作成し、これ

に当該事業年度の事業計画、資金

計画その他予算の参考となる事項

に関する書類を添え、運輸大臣に

提出しなければならない。

2 運輸大臣は、前項の規定により

予算の提出を受けたときは、これ

を検討して適当であると認めたと

きは、大蔵大臣に送付しなければ

ならない。

3 大蔵大臣は、前項の規定により

予算の提出を受けたときは、運輸

大臣と協議して必要な調整を行

い、閣議の決定を経なければなら

ない。

4 内閣は、前項の規定をしたとき

は、その予算を國の予算とともに

国に提出しなければならない。

5 前項の予算には、第一項に規定

する添付書類を附するものとす

る。

(予算の内容)

第三十九条の三 日本国鉄道の予

算は、予算総則、収入支出予算、

繰繕費及び債務負担行為とする。

(予算総則)

第三十九条の四 予算総則には、収

入支出予算、繰繕費及び債務負担

行為に関する総括的規定(第三十

九条に規定する弾力性に関する規

定を含む)を設ける外、左の事項

に関する規定を設けるものとす

る。

一 第三十九条の八第二項の規定

により債務を負担する行為の限  
度額

二 第三十九条の十四第二項に規  
定する経費の指定

三 第三十九条の十五第一項但書

に規定する経費の指定

四 長期借入金、短期借入金及び

鉄道債券の限度額

五 第四十四条第一項に規定する

役員及び職員に對して支給する

給与の総額及び同条第二項の給

与の支給に関する事項

六 日本国鉄道の投資の目的及  
び金額

七 その他予算の実施に關し必要  
な事項

(収入支出予算)

第三十九条の五 収入支出予算は、

資本拠定、益勘定及び工事拠定

の別に区分し、更に収入にあつ

てはその性質、支出にあつてはそ

の目的に從つて項に区分する。

(予備費)

第三十九条の六 災害の復旧その他

予見することができない事由によ

る支出予算の不足を補うため、日

本国鉄道の予算に予備費を設け

ることができる。

(予備費)

第三十九条の七 日本国鉄道は、

したときは、直ちにその旨を運輸

大臣及び大蔵大臣に通知しなけれ

ばならない。

(総統費)

第三十九条の八 日本国鉄道は、

予算の議決を経たと

きは、運輸大臣を經由して、直ち

にその旨を日本国有鉄道に通知す

るものとする。

(予算の議決)

第三十九条の九 日本国鉄道の予

算の議決に関しては、國の予算の

議決の例による。

(予算の議決の通知)

第三十九条の十 内閣は、日本国有

鉄道の予算が國会の議決を経たと

きは、運輸大臣を經由して、直ち

にその旨を日本国有鉄道に通知す

るものとする。

て、その議決するところに従い、  
該事業年度にわかつて支出するこ  
とができる。

2 日本国鉄道は、前項の規定によ  
り、支田予算については、當該予  
算をもつて國会の議決を経なければ  
はならない。

(債務の負担)

第三十九条の八 日本国鉄道は、

法律に基くもの又は支田予算の金

額若しくは繰繕費の総額の範囲内

におけるものの外、債務を負担す

る行為をするには、あらかじめ予  
算をもつて國会の議決を経なければ  
はならない。

(予算の適用等)

第三十九条の二 第二項から第五

項までの規定は、前項の規定によ  
る暫定予算に準用する。

2 第二項の規定は、當該事業年度の予  
算が成立したときは、失効するも  
のとし、この暫定予算に基く支田

とのできない事由により必要があ  
る場合に限り、追加予算を作成  
し、これに当該予算に係る事業計  
画その他の他当該予算の參  
考となる事項に關する書類を添  
え、運輸大臣に提出することがで  
きる。

2 第二項の二 第二項から第五

項までの規定は、前項の規定によ  
る追加予算に準用する。

(予算の修正)

第三十九条の十二 日本国鉄道

は、前条第一項の場合を除く外、

予算成立後に生じた事由に基いて  
既に成立した予算に変更を加える  
必要があるときは、予算を修正す  
し、これに当該予算に係る事業計  
画、資金計画その他の当該予算の參  
考となる事項に關する書類を添  
え、運輸大臣に提出することがで  
きる。

(予算の権越)

第三十九条の十五 日本国鉄道

は、予算の実施上特に必要があると  
きは、支田予算の経費の金額のう  
ち、當該事業年度内に支出を終ら  
ぬかつたものを、翌事業年度に権  
越して使用することができる。

2 日本国鉄道は、予算で指定する経費の金額

の権越を受けなければならない。

2 日本国鉄道は、繰繕費の毎事  
業年度の年割額に係る支出予算の

経費の金額のうち、當該事業年度

に支田を終らなかつたものを、

内に支田を終らなかつたものを、

繰繕費に係る工事又は製造の完成

年度まで、逐次権越して使用す  
ることができる。

(追加予算)

第三十九条の二 第二項から第五

項までの規定は、前項の規定によ  
る暫定予算に準用する。

2 暫定予算は、當該事業年度の予  
算が成立したときは、失効するも  
のとし、この暫定予算に基く支田

の権越及び年割額を定め、あらか  
じめ繰繕費として国会の議決を經

て、特に必要があるときは、経費

の権越を設けるものとする。

(予算の適用等)

第三十九条の十四 第二項に規定する

経費の指定

は、支田予算については、當該予  
算の目的の外に使用してはならな  
い。但し、予算の実施上適当且つ  
必要であるときは、第三十九条の  
五の規定による区分にかかるわら  
ず、彼此権越して使用できる。

2 日本国鉄道は、予算で指定す  
る経費の金額については、運輸大  
臣の承認を受けなければ、権越  
し、又はこれに予備費を使用する  
ことができる。

(予算の権越)

第三十九条の十五 日本国鉄道

は、予算の実施上特に必要があると  
きは、支田予算の経費の金額のうち、  
運輸大臣の承認を受けなければ、権  
越して使用することができる。

2 日本国鉄道は、繰繕費の毎事  
業年度の年割額に係る支出予算の

経費の金額のうち、當該事業年度

に支田を終らなかつたものを、

内に支田を終らなかつたものを、

繰繕費に係る工事又は製造の完成

年度まで、逐次権越して使用す  
ことができる。

(追加予算)

第三十九条の二 第二項から第五

項までの規定は、前項の規定によ  
る暫定予算に準用する。

2 暫定予算は、當該事業年度の予  
算が成立したときは、失効するも  
のとし、この暫定予算に基く支田

の権越及び年割額を定め、あらか  
じめ繰繕費として国会の議決を經

て、特に必要があるときは、経費

の権越を設けるものとする。

(予算の適用等)

第三十九条の十四 第二項に規定する

経費の指定

は、支田予算については、當該予  
算の目的の外に使用してはならな  
い。但し、予算の実施上適当且つ  
必要であるときは、第三十九条の  
五の規定による区分にかかるわら  
ず、彼此権越して使用できる。

2 日本国鉄道は、予算で指定す  
る経費の金額については、運輸大  
臣、大蔵大臣及び会計検査院

又はこれに基く債務の負担がある  
ときは、これを當該事業年度の予  
算に基づいたものとみなす。

2 日本国鉄道は、前二項の規定によ  
る権越及び年割額を定め、あらか  
じめ繰繕費として国会の議決を經

て、特に必要があるときは、経費

の権越を設けるものとする。

(予算の適用等)

第三十九条の十四 第二項に規定する

経費の指定

は、支田予算については、當該予  
算の目的の外に使用してはならな  
い。但し、予算の実施上適当且つ  
必要であるときは、第三十九条の  
五の規定による区分にかかるわら  
ず、彼此権越して使用できる。

2 日本国鉄道は、予算で指定す  
る経費の金額については、運輸大  
臣、大蔵大臣及び会計検査院

又はこれに基く債務の負担がある  
ときは、これを當該事業年度の予  
算に基づいたものとみなす。



## (目的)

の場合において、これらの者の任期は、改正前の總裁又は副總裁としての任期の残存期間とする。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案に対する修正案

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案に対する修正

第四十五条の改正規定を次のように改める。

第四十五条 削除

第四十七条の改正規定中「同条第  
三項但書」の下に「同条第六項」を  
加える。【同条第六項】を「第三項」を  
同条第六項に改める。【同条第六項】に改める。

附則第一項中「(日本国有鉄道法第  
四まで、第三十九条の十五第二項)」  
に改める。

年四月一日からを削り、「第三十  
九条の十五まで」を「三十九条の十  
六号を第五号とする。」及び、同  
第三十九条の二中第三項を削り、  
第四項を第三項とし、第五項を第四  
項とし、第二項を次のように改め  
る。

2 運輸大臣は、前項の規定により  
予算の提出を受けたときは、大蔵  
大臣と協議して必要な調整を行  
い、閣議の決定を経なければなら  
ない。

第三十九条の四中第六号を削り、  
第七号を第六号とする。

第三十九条の六第二項中「及び大  
蔵大臣」を削る。

第三十九条の十一第二項、第三十  
九条の十二第二項及び第三十九条の  
十三第二項中「第五項」と「第四項」に  
改める。

第三十九条の十五第三項中「、大  
蔵大臣」を削る。

第三十九条の十七中「、大蔵大臣」  
を削る。

第四十条の二第一項中「を経て大  
蔵大臣」を削り、同条第一項中「大  
蔵大臣」を「運輸大臣」に改める。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案に対する報告書  
〔最終号の附録に掲載〕

港湾整備促進法案

港湾整備促進法

## (目的)

第三条の改正規定を除く。同  
法第三条の改正規定は、昭和二十九  
年四月一日からを削り、「第三十  
九条の十五まで」を「三十九条の十  
六号を第五号とする。」及び、同  
第三十九条の二中第三項を削り、  
第四項を第三項とし、第五項を第四  
項とし、第二項を次のように改め  
る。

2 運輸大臣は、前項の規定により  
予算の提出を受けたときは、大蔵  
大臣と協議して必要な調整を行  
い、閣議の決定を経なければなら  
ない。

第三十九条の四中第六号を削り、  
第七号を第六号とする。

第三十九条の六第二項中「昭和二十九年度の  
予算」を「昭和二十九年度の予算(歳  
出予算)」と読み替えるものとす  
る。

附則第三項中「昭和二十九年度の予算(歳  
出予算)」と読み替えるものとす  
る。

新附則第三項の次に次の二項を加  
え。

4 この法律施行の際、現に日本国  
有鉄道の監理委員会の委員である  
者は、改正後の日本国有鉄道法第十  
二条の規定により最初に経営委員  
会の委員が任命されるまで経営委  
員会の委員としての職務を行う。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案に対する報告書  
〔最終号の附録に掲載〕

よななものでなければならない。

運輸大臣は、第一項の規定によ  
り整備計画を定めようとするとき  
は、あらかじめ、関係港湾管理者  
に対し、当該港湾の特定港湾施設  
整備事業にかかる資料の提出を求  
めなければならない。

より、港湾の整備を促進すること  
を目的とする。

(特定港湾施設整備事業)

第一条 この法律において「特定港  
湾施設整備事業」とは、港湾法(昭  
和二十五年法律第二百八十八号)に  
規定する重要な港湾又はその整備を  
促進することが著しく国民经济の  
発展若しくは国土の開発に寄与す  
ると認められる地方港湾であつて  
政令で定めるものにおいて港湾管  
理者が行う左に掲げる工事をい  
う。

第一港湾法第一条第五項第六号に  
掲げる荷さばき施設の建設、改  
良又は復旧

第二港湾法第二条第三項の港湾区  
域内又は同条第四項の臨港地区  
内において行う水面の埋立、盛  
土、整地等による土地の造成又  
は整備

三 船舶の離着岸を補助するため  
に使用する船舶の建造

(資金の融通のあつ旋)

第六条 運輸大臣は、港湾管理者が  
第三条第一項の規定による内閣の  
承認があつた整備計画に基いて特  
定港湾施設整備事業を行う場合に  
は、当該事業にかかる費用に充て  
るため資金の融通のあつ旋をす  
るものとする。

第七条 運輸大臣は、港湾管理者が  
第三条第一項の規定による内閣の  
承認があつた整備計画に基いて特  
定港湾施設整備事業を行う場合に  
は、当該事業にかかる費用に充て  
るため資金の融通のあつ旋をす  
るものとする。

第八条 運輸省は、港湾整備事業  
に係る施設若しくは土地の利用若  
しくは処分に関して、必要な勧  
告、助言又は援助をすることがで  
きる。

承認があつた整備計画に基いて特  
定港湾施設整備事業を行ふ場合に  
は、当該事業の施行又は当該事業  
に係る施設若しくは土地の利用若  
しくは処分に関して、必要な勧  
告、助言又は援助をすることがで  
きる。

(審議会の設置)

第八条 運輸省は、港湾整備審議会  
(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第九条 審議会は、運輸大臣の諮問  
に応じて第三条第一項に規定する  
整備計画に関する事項を調査審議  
する。

(審議会の設置)

第八条 運輸省は、港湾整備審議会  
(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第九条 審議会は、運輸大臣の諮問  
に応じて第三条第一項に規定する  
整備計画に関する事項を調査審議  
する。

(組織)

第十一条 審議会は、委員二十人以  
下組成する。

2 委員は、港湾に関する充分な知識  
又は経験を有する者及び関係行政  
機関の職員のうちから、運輸大臣  
が任命する。

3 委員(関係行政機関の職員のう  
ちから任命される委員を除く)の  
任期は、二年とする。

4 委員は、再任されることができ  
る。

5 委員は、非常勤とする。

(政令への委任)

第十二条 この法律で定めるもの  
外 審議会の組織及び運営に関し  
必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行  
する。

2 運輸省設置法(昭和二十四年法  
律第百五十七号)の一部を次のよ  
うに改正する。



(役員の任期) 第十三条 役員の任期は、四年とする。

2. 役員は、再任されることができる。

3. 役員が欠員となつたときは、遅滞なく、補欠の役員を任命しなければならない。補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の欠格事由) 第十四条 左の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

1. 犯治産者若しくは漁業者又は破産者で復権を得ない者。

2. 第三十五条の規定により刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

3. 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第三十四条第一項各号(役員の欠格)の一に該当する者。

(役員の兼職禁止) 第十五条 会長及び理事は、他の職業に從事してはならない。但し、会長又は理事としての義務の執行に支障がないものと認めて厚生大臣が許可した場合は、この限りでない。

(代表権の制限) 第十六条 振興会と会長又は理事との利益が相反する事項については、これらのは、代表権を有しない。この場合には、監事が振興会を代表する。

(役員及び職員の地位) 第十七条 振興会の役員及び職員(當時勤務して一定の報酬を受けた者)は、役員及び職員の地位を有する者及び社会福祉事業関係者の中から、厚生大臣が任命する。

る職員であつて、二箇月以内の期間を定めて雇用される者以外の者をいう。(以下同じ。)は、刑法明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令によること。

2. 役員は、再任されることができる。

3. 役員が欠員となつたときは、遅滞なく、補欠の役員を任命しなければならない。補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の欠格事由) 第十四条 左の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

1. 犯治産者若しくは漁業者又は破産者で復権を得ない者。

2. 第三十五条の規定により刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

3. 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第三十四条第一項各号(役員の欠格)の一に該当する者。

(役員の兼職禁止) 第十五条 会長及び理事は、他の職業に從事してはならない。但し、会長又は理事としての義務の執行に支障がないものと認めて厚生大臣が許可した場合は、この限りでない。

(代表権の制限) 第十六条 振興会と会長又は理事との利益が相反する事項については、これらのは、代表権を有しない。この場合には、監事が振興会を代表する。

(役員及び職員の地位) 第十七条 振興会の役員及び職員(當時勤務して一定の報酬を受けた者)は、役員及び職員の地位を有する者及び社会福祉事業関係者の中から、厚生大臣が任命する。

2. 第十三条及び第十四条の規定は、評議員に準用する。

3. 前二号に掲げる業務に附帯する評議員会の会議。

2. 評議員会は、会長が招集する。

3. 会長は、評議員の三分の一以上から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から三十日以内にこれを招集しなければならない。

4. 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

5. 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し可否同数のときには、議長の決するところによる。

6. 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

(業務方法書) 第二十四条 振興会は、業務開始の際、業務方法書を定め、厚生大臣に提出してその認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

2. 前項の業務方法書には、資金の貸付の限度、利率及び期限、担保に関する事項、元利金の回収に関する事項等貸付に関する業務の方

3. 第二十四条第一項の規定による業務方法書の決定及び変更の要領に関する重要な事項

4. その他業務に関する重要な事項

5. 予算及び第三十一条の規定により厚生大臣の認可を受けること

6. により厚生大臣の借入金の借入額を必要とするするもの

7. 第二十四条第一項の規定による業務方法書の決定及び変更の要領に関する重要な事項

8. その他の業務に関する重要な事項

9. 第二十四条第一項の規定による業務方法書の決定及び変更の要領に関する重要な事項

10. その他の業務に関する重要な事項

11. 第二十四条第一項の規定による業務方法書の決定及び変更の要領に関する重要な事項

12. その他の業務に関する重要な事項

13. 第二十四条第一項の規定による業務方法書の決定及び変更の要領に関する重要な事項

14. その他の業務に関する重要な事項

15. 第二十四条第一項の規定による業務方法書の決定及び変更の要領に関する重要な事項

16. その他の業務に関する重要な事項

17. 第二十四条第一項の規定による業務方法書の決定及び変更の要領に関する重要な事項

18. その他の業務に関する重要な事項

必要な資金を貸し付け、又は助成を行うこと。

2. 振興会は、前事業年度における損益計算上の利益金から、積越欠損の補てんに充てた金額及び当該

3. 前二号に掲げる業務に附帯する評議員会の会議。

2. 評議員会は、毎事業年度の決算を行つことができる。

3. 第二十九条第一項の規定による助成を行うことができる。

4. 第二十九条第一項の規定による助成を行うことができる。

5. 第二十九条第一項の規定による助成を行うことができる。

6. 第二十九条第一項の規定による助成を行うことができる。

7. 第二十九条第一項の規定による助成を行うことができる。

8. 第二十九条第一項の規定による助成を行うことができる。

9. 第二十九条第一項の規定による助成を行うことができる。

10. 第二十九条第一項の規定による助成を行うことができる。

11. 第二十九条第一項の規定による助成を行うことができる。

12. 第二十九条第一項の規定による助成を行うことができる。

13. 第二十九条第一項の規定による助成を行うことができる。

14. 第二十九条第一項の規定による助成を行うことができる。

15. 第二十九条第一項の規定による助成を行うことができる。

16. 第二十九条第一項の規定による助成を行うことができる。

17. 第二十九条第一項の規定による助成を行うことができる。

18. 第二十九条第一項の規定による助成を行うことができる。

19. 第二十九条第一項の規定による助成を行うことができる。

20. 第二十九条第一項の規定による助成を行うことができる。

21. 第二十九条第一項の規定による助成を行うことができる。

22. 第二十九条第一項の規定による助成を行うことができる。

23. 第二十九条第一項の規定による助成を行うことができる。

あつて当該代理業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

2. 前二号に掲げる業務に附帯する評議員会の会議。

2. 振興会は、毎事業年度の決算を行つなければならない。

3. 第二十九条第一項の規定による助成を行うことができる。

2. 第二十九条第一項の規定による助成を行うことができる。

(利益金の処分)

第百三十九回 損益金の計算  
その損益計算上、損益金を生じたときは、  
は、繰越欠損がある場合においては、  
は、まずこれを繰越欠損の補てんし、  
に充て、なお残余があるときは、  
繰越欠損以外の損失の補てんに充て、  
るため、当該利益金の一部を積立  
益金として積み立てなければなら  
ない。

2 前項の積立金は、同項の権限を越えて  
以外の損失の補てんに充てる場合を除くほか、これを取扱はずしてはならない。

るほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

(借入金)  
第三十二条 振興会は、厚生大臣の認可  
するに付ては、厚生大臣の認可  
を受けなければならぬ。

## 第六章 監督及び補則

るため必要があると読むことは、振興会に対して、その業務は、振興會上必要な命令をすることができる。

昭和二十八年七月二十五日 衆議院

はその貸付業務を代理する法人に

職員又はその付属業務の代理をする法人の役員若しくは職員が、第三十三条第一項の規定による報告

3 設立委員は、定款を作成し、閣生大臣の認可を受けなければなら  
ない。

る者についてには、この法律の施行後六箇月を限り適用しない。  
厚生省令を設置法(昭和二十四年法)第五十一条の一部を次のよう  
く改正する。

号の次に次の一号を加える。  
五十二の二 社会福祉事業振興会

法(昭和二十九年法律第  
の定めるところにより、社会規  
則(社会規則第二条、忍河空三  
等)を適用する。

補事業振興会に乞ひ、請願など  
又、その他監督等を行うこと。  
登記税法（明治）十九年法律第

二十七号) の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「社会福祉社  
人」の下に「社会福祉事業振興

会」を、「社会福祉事業法」の下に「社会福祉事業振興会法」を制定する、同様に八号中「公立学校

之、同条第十九号中「税金」に「興会」の下に「、社会福祉事業振興会」を加え、同条に次の一号を

二十三 社会福祉事業振興会方  
の見る。

会福祉事業振興会法ノ規定ニ依リ為ス貸付業務ノ為ニスル建築

又ハ土地ノ抵当権ノ取得ノ登記  
12 印紙税法(明治二十二年法律)

五十四号) の一部を次の如きに正する。

六ノ十ノ二 社会福祉事業振興  
一號を加える。

にるる  
13 ノ発スル証書、帳簿  
所得税法(昭和二十二年法律)

二十七号) の一部を次のように正する。

六二



であります。第五に、振興会の監督は、厚生大臣の権限とし、監督上必要な会合を開き、報告書を徵して、立入り検査をなすことを得、また役職員に対しては、一定の事由があるときはこれが解任をなし得ることとしております。第六に、振興会は昭和二十九年四月から発足することのできるよう、厚生大臣が設立委員会を任命し設立の事務を処理するが、設立委員会は、民間社会福祉事業の振興に関する小委員会を設置し、きわめて熱心なる検討審議を行つた結果、この社会福祉事業振興会法の成案を得たのであります。

本委員会は、民間社会福祉事業の振興に関しては、前国会以来特に研究に入り、特に社会福祉事業兼金融対策等の結果報告並びに提案理由の説明を取扱つた後審査に入り、討論を省略して採決に入りましたところ、本案は全一致原案通り可決すべきものと議決いたしました。

次に、災害救助法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現行法は昭和二十二年に施行され、今日に至つたものであります。しかし、災害者に対する応急救助の実情は必ずしも十分使命を果しておるとは言ひ得ない部分があるのであります。ことに、今次日本並びに近畿地方の豪雨による水の被害者に対する応急救助の経験に従事したところ、救助の種類を増加拡充してその救助内容の適正化を期するとともに、各種の救助機関に電気通信設備

負担の規定、本案提出時に既に修正され、改めて改正法が施行された。この改正法は、救助金を充実せしめ、急患措置に適応する病害にかかる場合に、厚生省が認めたものと譲り受けた。

採決いたゞく。〔異國長官も可決いたゞく。〕

案は委員長報知の事務官でありませんか。御異議なしとお断りいたしました。は委員長報告の事務官であります。たします。分休憩、

内閣總理大臣  
十三日議長に  
同日本政府委  
を受領した。  
十四日國会に  
について承認  
の旨參議院に  
及び團体交渉  
用に関する案  
について承認  
の旨とフランスと  
について承認  
約第八十一号  
を求めるの作  
定組合の構成  
十八号の批准  
の件。  
二十四回次の法  
の特例に關する  
の旨參議院に  
案の一部を改正  
改正する法律  
十八年度にお  
二十四日國会に  
付し内閣に送付  
知した。

から提議長宛、おいて承認する件を内閣に送付し通知した。  
規格についての原約(第九十八号)を求めるの件  
の批准についての労働監督に関する法律の公布を奏上する件  
に関する条例について承認する件  
の間の文化協定を求めるの件  
律の公布を奏上する件  
通通知した。  
ける特定道路法の備資金貸付法の特例  
出の財源の特別  
改正する法律  
する法律  
法律  
ける期末手当  
おいて譲渡する法律  
一部を改正する  
の規定に基き、

（二）本件の問題は、國會の議件）  
（三）國有財產  
（四）國會の議件）  
（五）國會の議件）  
（六）國會の議件）  
（七）國會の議件）  
（八）國會の議件）  
（九）國會の議件）  
（十）國會の議件）  
（十一）國會の議件）  
（十二）國會の議件）  
（十三）國會の議件）  
（十四）國會の議件）  
（十五）國會の議件）  
（十六）國會の議件）  
（十七）國會の議件）  
（十八）國會の議件）  
（十九）國會の議件）  
（二十）國會の議件）  
（二十一）國會の議件）  
（二十二）國會の議件）  
（二十三）國會の議件）  
（二十四）國會の議件）  
（二十五）國會の議件）  
（二十六）國會の議件）  
（二十七）國會の議件）  
（二十八）國會の議件）  
（二十九）國會の議件）  
（三十）國會の議件）  
（三十一）國會の議件）  
（三十二）國會の議件）  
（三十三）國會の議件）  
（三十四）國會の議件）  
（三十五）國會の議件）  
（三十六）國會の議件）  
（三十七）國會の議件）  
（三十八）國會の議件）  
（三十九）國會の議件）  
（四十）國會の議件）  
（四十一）國會の議件）  
（四十二）國會の議件）  
（四十三）國會の議件）  
（四十四）國會の議件）  
（四十五）國會の議件）  
（四十六）國會の議件）  
（四十七）國會の議件）  
（四十八）國會の議件）  
（四十九）國會の議件）  
（五十）國會の議件）  
（五十一）國會の議件）  
（五十二）國會の議件）  
（五十三）國會の議件）  
（五十四）國會の議件）  
（五十五）國會の議件）  
（五十六）國會の議件）  
（五十七）國會の議件）  
（五十八）國會の議件）  
（五十九）國會の議件）  
（六十）國會の議件）  
（六十一）國會の議件）  
（六十二）國會の議件）  
（六十三）國會の議件）  
（六十四）國會の議件）  
（六十五）國會の議件）  
（六十六）國會の議件）  
（六十七）國會の議件）  
（六十八）國會の議件）  
（六十九）國會の議件）  
（七十）國會の議件）  
（七十一）國會の議件）  
（七十二）國會の議件）  
（七十三）國會の議件）  
（七十四）國會の議件）  
（七十五）國會の議件）  
（七十六）國會の議件）  
（七十七）國會の議件）  
（七十八）國會の議件）  
（七十九）國會の議件）  
（八十）國會の議件）  
（八十一）國會の議件）  
（八十二）國會の議件）  
（八十三）國會の議件）  
（八十四）國會の議件）  
（八十五）國會の議件）  
（八十六）國會の議件）  
（八十七）國會の議件）  
（八十八）國會の議件）  
（八十九）國會の議件）  
（九十）國會の議件）  
（九十一）國會の議件）  
（九十二）國會の議件）  
（九十三）國會の議件）  
（九十四）國會の議件）  
（九十五）國會の議件）  
（九十六）國會の議件）  
（九十七）國會の議件）  
（九十八）國會の議件）  
（九十九）國會の議件）  
（一百）國會の議件）

昭和二十八年七月二十五日 衆議院会議録第二十八号 議長の報告

文部委員	芦田 勇君	山村 英雄君
下川儀太郎君	山村 始男君	杉山元治郎君
厚生委員	西尾 未廣君	辻原 弘市君
長谷川四郎君	山村 猛君	
郵政委員	戸叶 里子君	岡 良一君
電気通信委員	中曾根弘政君	
社説委員	中井徳次郎君	
税法制定委員	辻原 弘市君	
予算委員	櫻井 奎夫君	
決算委員	春田 一幸君	
去る二十三日議長において、次の 通り當任委員の補欠を指名した。		
内閣委員	山村 猛君	
人事委員	芦田 勇君	
地方行政委員	辻原 弘市君	
外務委員	戸叶 里子君	
文部委員	中井徳次郎君	
町村 金五君	辻原 弘市君	
山崎 始男君	西村 力弥君	
財生委員	戸叶 里子君	
高橋 等君	中井徳次郎君	
通商産業委員	下川儀太郎君	
中曾根康弘君	岡 良一君	
郵政委員	西尾 未廣君	
電気通信委員	長谷川四郎君	
建設委員	杉山元治郎君	
経済安定委員	山村 英雄君	
予算委員	武藤連十郎君	
決算委員	大矢 道三君	
昨二十四日當任委員会において、 次の通り理事を補欠選任した。		

理事	伊藤 邦一君	(理事事務会)
理 事	阿部 五郎君	(理事事務会)
決算委員会	大君昨二十四日理事事務会につきその補欠	
理 事	太郎君	(理事事務会)
任 事 員 の 辞 職	任につきその補欠	
内閣委員		
地方行政委員		
辻原 弘市君	伊瀬幸太郎君	
法務委員	牧野 寛素君	
外務委員	大橋 忠一君	
文部委員	三和 精一君	
大藏委員		
厚生委員	西村 力弥君	
中井鶴次郎君		
農商委員	有田 八郎君	
通商産業委員	稻富 俊人君	
運輸委員	首藤 新八君	
郵政委員	森 清君	
櫻内 勝義君	松田 竹千代君	
経済安定委員		
秋山 利恭君	内田 信也君	
加藤 宗平君	杉村沖治郎君	
予算委員		
荒木萬壽夫君	竹山祐太郎君	
三浦 一雄君		
決算委員		
飯塚 定輔君		
山中 直則君		

今井 耕君	議院運営委員	渡邊 良夫君
西村 力強君	中井徳夫郎君	加藤 宗平君
法務委員	有田 八郎君	飯塚 定輔君
外務委員	近原 弘市君	
大蔵委員	伊祖莘太郎君	
文部委員	農林委員	大橋 忠一君
厚生委員	通商華業委員	杉村沖治郎君
伊祖莘太郎君	運輸委員	森 清君
農林委員	郵政委員	首藤 新八君
通商華業委員	竹山祐太郎君	濱地 文平君
運輸委員	渡邊 良夫君	山中 貞則君
郵政委員	牧野 審素君	稻留 稔人君
予算委員	予算委員	古井 嘉實君
櫻内 義雄君	櫻内 三和	内田 栋也君
義雄君	精一君	古井 嘉實君
修君	内田 栋也君	
決算委員		
三和 精一君		
藤田 義光君		
講院運営委員		
秋山 利恭君		
一、昨二十四日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。		
水害地盤緊急対策特別委員		
加藤常太郎君		
二、昨二十三日内閣から提出した条約は次の通りである。		
日華平和条約附属議定書第二項の有		
水害地盤緊急対策特別委員	首藤 新八君	
第三特別委員		
一、去る二十三日内閣から提出した条		
約は次の通りである。		

効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件  
一、去る二十三日議員に付託された法律案は次の通りである。  
昭和二十八年産米穀についての超供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案（内藤友明君提出二十四名提出）  
一、去る二十三日内閣から提出した法律案は次の通りである。  
国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行又は日本輸入銀行が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律案  
漁業法の特例に関する法律案  
一、去る二十三日委員会に付託された各約は次の通りである。  
日華平和条約附屬議定書第二項の有效期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第三号）  
二、去る二十三日外務委員会に付託された議案は次の通りである。  
國際復興開発銀行からのお外資の受入について日本開発銀行又は日本輸入銀行が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律案（内閣提出第一六六号）

一、去る二十三日參議院に付した内閣提出案は次の通りである。

森林漁業業組合連合会税額促進法案

危険機械等改築促進臨時設置法案

公立学校施設費国負担法案

昭和二十八年度における期末手当の支給の特例に關する法律案

有価証券取引税法案

相続税法の一部を改正する法律案

資産評価法の一部を改正する法律案

塙業組合法案

鐵道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律案

財團法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

未報還者留守家族等援護法案

一、昨二十四日議員から提出した議案は次の通りである。

(青柳 還君外二十三名提出)  
社会福祉事業振興会法案 (青柳一郎  
君外二十四名提出)

社会保険の最低基準に関する条約の批准促進に関する決議案 (岡良一  
君外六十一名提出)

戦争犯罪による受刑者の釋放に関する決議案 (山下春江君外二十四名提出)

一、昨二十四日參議院から受領した同院提出案は次の通りである。

歯科医師法の一部を改正する法律案

国有財産法等の一部を改正する法律案



た以上、その負傷し、又は疾病にかかる地域又は傷病の種類にかかわらず、その公務員の遺族に対する公務に起因していない以上、その遺族に対する公務扶助料を給付して来た期間中の負傷又は疾病に因り死亡した場合であつてもその負傷し又は疾病にかかつたのが公務に起因していない以上、その遺族に対する公務扶助料を給付することは困難である。

二 旧軍人の公務扶助料の基礎となる仮定俸給年額を全く文官と同額にして、公務扶助料年額の算出率を質問にあるように増加することは、國家財政の現状等にかんがみ困難である。

三 公務扶助料の扶養遺族加給の年額を質問にあるように増加することは、職公務員の扶養手当との均衡上及び国家財政の現状からみて困難である。

四 生活保護法は、無差別平等に生活困窮者の最低生活を保障することを根本趣旨とし、且つ、保護は要保護者の最低生活費からその者の収入を差し引いた不足分を満足する程度において行われることとなつておるので、公務扶助料についてこの法の趣旨原則を侵すことではできないが、制度の運用上、この趣旨原則を柱げない限りにおいて考慮する方針である。

五 父母が婚姻した場合は扶助料を受ける権利又は資格を失わしめないように改めるこ

とにつけは、父母以外の遺族が婚姻した場合は扶助料を受

ける権利又は資格を失うこととなつてゐるので、これらの者との均衡を考慮し専ら検討を要するものと考える。

二 戰傷病者戦没者遺族等援護法の改正に関する事項

一年金について

イ 遺族援護法による援護は、

軍人に限る限り、軍人恩給復活までの暫定措置と考えて

立法されているのであり、軍人恩給が復活した場合には、当然恩給法に

復活すべきものである。従つて、公務の範囲についても、

恩給法と同一の建前をとるべ

きであり、又國家公務員災害補償法等各種の社会保障制度における例との均衡も考慮さ

れるべきであり、これが決定

にあたつては、軍人軍属の勤務の態様を充分考慮のうえ、

実情にそちようにならしめたい

と考えている。

ロ 遺族援護法における援護

者は、戦争により傷いを受けた者又は戦没者遺族に対し、國家補償の精神に立脚して、これらの人を援護することを目的として立法されたものであるから、この法律による援護の対象となるべき者は、傷いられた者又は遺族であつて、生活保障が必要とするものに一応限定するのが妥当であると考える。従つて、一応労働能力を有するものと認められる六十歳未満の父母に対するは、社会保障制度等との例をも考え

けることとしたので、この年齢制限を撤廃することは不適当である」と考へる。

ハ 遺族援護法による援護は、国家補償の精神に基いて定め

られているところであるが、

その援護の目的とするところ

のであるので、遺族が二以上

の遺族年金を受ける権利を併

せ有する場合においても、そ

の一の遺族年金を支給するこ

とが妥当であろうと考えてい

るが、なお研究する。

二 戰没者の遺族に対するは、

従来恩給法により遺族扶助料

が支給されていたものである

が、恩給法の特例に関する件

昭和二十年勅令第六十九号

によつて支給が停止されるに

至つたので、援護法は、軍人

に関する限り、軍人恩給の復

活までの暫定措置としてこれ

に代えて遺族年金を支給する

ことになつてゐるものである

から、恩給法(第八十条第一項第三号)の例により、再婚

を失権事由といたしてゐる

が、恩給法における規定とも

にらみあわせ、検討いたした

い。

ロ 遺族援護法による援護は、

国家補償の精神に基き、戦傷

病者又は戦没者遺族の生活保

障を行ふことを目的として定

められたものであつて、こ

官 報 (号 外)

47

なお、未決定のものは、資料その他の不備のため、身分、死因等の判定が困難なものに限られていて、これについても適宜な方法を講じ処理を完了すべく既に努力している。

なお、未裁定のものは、資料その他不備のため、身分、死因等の判定が困難なものに限られるが、これについても適宜な方法を講じ処理を完了すべく継続努力をしている。

右答弁する。

衆議院会議録第二千三号中正誤

質段行 誤 正

正三二二、第四、二三四

表中 八八 八三

衆議院会議録第二十四号中正誤

質段行 誤 正

正三二二、第四、二三四

表中 八八 八三

衆議院会議録第二十五号中正誤

質段行 誤 正

正三二二、第四、二三四

表中 八八 八三